

令和5年度タンチョウ保護増殖検討会

令和6年2月21日(水) 14:30~16:30
釧路市交流プラザさいわい 大ホール

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) タンチョウ保護増殖事業実施結果
 - (2) 関係者・研究機関からの報告
 - (3) 令和6年度環境省実施予定事業について
4. 閉会

配布資料一覧

(1) タンチョウ保護増殖事業実施結果

- 資料1 令和4・5年度タンチョウ保護増殖事業実施結果
- 資料1-1 給餌に係る購入量及び給餌量
 - 資料1-2 環境省委託給餌場における飛来カウント数推移
 - 資料1-3 環境省委託給餌場における給餌量と飛来数推移
 - 資料1-4 タンチョウ越冬分布調査の結果について【非公開】
 - 資料1-5 タンチョウ取組評価（越冬及び標識調査）業務
 - 資料1-6 標本保存管理業務・傷病収容状況
 - 資料1-7 環境省給餌場におけるHPAI対応方針の検討について
 - 資料1-8 道北・道央におけるタンチョウ繁殖状況調査
- 資料2 令和4年度北海道タンチョウ給餌事業について（北海道自然環境課）【非公開】
- 資料3-1 令和5年度タンチョウ保護増殖事業計画（釧路市動物園）
- 資料3-2 タンチョウ保護収容状況調査の結果について（釧路市動物園）
- 参考資料 日本野生動物医学会大会発表ポスター
- 資料4 令和5年度タンチョウ保護に関わる事業実施状況および令和6年度の実施計画（北海道開発局）【非公開】
- 資料5 令和4年度保護林巡視実施状況及び令和5年度実施予定（北海道森林管理局）

(2) 関係者・研究機関からの報告

- 資料6 鶴居村からの報告
- 資料7 日本野鳥の会からの報告
- 資料8 NP0 法人サロベツ・エコ・ネットワークからの報告
- 資料9 長沼町からの報告
- 資料10 ネイチャー研究会 in むかわ からの報告

(3) 令和6年度実施予定事業について

- 資料11 令和6年度環境省実施予定事業について

タンチョウ保護増殖事業 令和4年度実施結果及び令和5年度中間報告

令和6年2月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1 冬期給餌について

タンチョウの生息地分散に向けて、平成27年度から給餌量調整を実施。令和4年度及び令和5年度は、環境省で給餌事業を行っている3箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場。以下「3大給餌場」という。）のうち阿寒給餌場においては、最大給餌量を前年度比1割削減して実施。鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場については、地域として適正な給餌方法や農業被害防止体制の構築について鶴居村が令和3～5年度に検討するため給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請がなされたことをふまえ、令和2年度と同量を最大給餌量として実施した。

なお、令和4年度、令和5年度ともにタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が確認されたため、有識者や関係者と調整・協議を重ねつつ、給餌の見合わせ措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法の検討・試行など高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応方針案の検討もふまえつつ給餌を実施した。

(1)給餌実績(資料1-1)

令和4年度の実際の給餌量は、計画していた最大給餌量と比べ、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場で83%、鶴見台給餌場で93%、阿寒給餌場では80%となった。なお、平成26年度の最大給餌量と令和4年度の最大給餌量を比較すると鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場は45.2%、鶴見台給餌場は45.2%、阿寒給餌場は36.6%となり、全体では41.5%となっている。

令和4年度環境省委託給餌事業

給餌場名称	最大給餌量	実際の給餌量	H26 最大給餌量
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,390kg	2,812kg	7,500kg
鶴見台給餌場	3,390kg	3,150kg	7,500kg
阿寒給餌場	4,050kg	3,238kg	11,040kg
合計	10,830kg	9,200kg	26,040kg

(2)盗食・感染症対策(資料1-1)

給餌期間中の給餌場へのハクチョウ、シカ等の入り込み状況を記録し、餌の購入量減による経費の余力で、それらの追い払い事業を実施した。ハクチョウについては、各給餌場で12月から3月にかけて入り込みが見られ、合計112日と昨年に比べ増加した。一方シカの入り込みは、令和4年度においては鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場で4日、阿寒給餌場で3日の計7日確認され、昨年の31日に比べて大幅に減少した。

(3)3大給餌場におけるカウント(資料1-2)

3大給餌場において、タンチョウの飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点に飛来数(成鳥、幼鳥)(以下「日最大飛来数」という。)を毎日記録した。

3大給餌場ののべ日最大飛来数は合計でおよそ3万9千羽となり、前年度と比較してやや減少し、給餌量調整開始前(～H26以前)の5～7万羽)と比較しても低いレベルにあると言える。給餌場に飛来するうちで幼鳥の占める割合は8.9%と平年並みの値を示した。

(4)給餌場別タンチョウ1羽当たりの給餌量(資料1-3)

令和4年度の給餌期間において各給餌場の合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場ごとにタンチョウ1羽当たりの給餌量を比較検討した。以下に表で示す数値をみると、各給餌場の1羽あたりの給餌量は、3大給餌場の平均では約0.24kg/羽となり、昨年度の割合と比較してやや減少したものの、直近5年間の傾向としてはほぼ横ばい状態にある。

1羽当たり給餌量 (kg/羽)	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0.183	0.234	0.226	0.229	0.210
鶴見台給餌場	0.303	0.210	0.170	0.179	0.193
阿寒給餌場	0.297	0.337	0.316	0.343	0.326
平均	0.247	0.248	0.238	0.250	0.243

2 分散状況の把握

分散の進捗等の現況把握のための調査を行った。

(1)希少野生動植物種保護増殖事業委託業務(越冬分布調査)(資料1-4)

タンチョウ越冬分布調査を令和4年12月2日(金)及び令和5年1月24日(火)の2回実施した。1回目の調査では972羽が確認され、2回目の

調査では1,344羽の確認と直近2か年の実績と比較し数が減少したものの、調査開始以来過去4番目の羽数を記録している。また2回目の調査でタンチョウが記録されたのは13市町村で、昨年度よりは2市町村少なかった。全体としての分布に大きな変化はなく、依然として鶴居村での確認羽数が半数近くを占める。

(2)タンチョウ取組評価(越冬及び標識調査)業務(資料1-5)

タンチョウの冬期分散を促す取組の評価に資するため、令和3年度のタンチョウ保護研究グループの冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理するとともに、同じくタンチョウ保護研究グループで実施されている標識調査を保護増殖事業の一環として連携実施し、標識個体の動向を調査した。冬期総数調査における振興局単位での確認数は、依然として釧路が大多数を占めるが、十勝及び根室での確認数も徐々に増えつつある。

3大給餌場のうち、阿寒給餌場で確認される羽数は給餌量調整開始後穏やかな減少傾向を見せているが、鶴居村の2給餌場は2016年に著しい減少を見せた以降は、徐々に増加しつつある。給餌場における5分ごとのカウント数の累計については、2021年に増加が確認されたが2022年は2018年～2020年並みの値となった。2022年の標識調査では合計12家族の15個体に足環標識を装着した。また、2023年の標識調査では合計16家族の17個体に足環標識を装着した。

(3)標本保存管理業務・傷病収容状況(資料1-6)

令和4年度タンチョウ傷病個体収容結果(死体を含む)は、50件(死体30、生体20)となり、過去2番目の収容数となった。収容原因としては、何らかの事故が72%を占め、中でも「交通事故」が24件で最多。生体収容20件のうち放鳥が5件で後に死亡が14件、治療継続が1件(令和5年3月現在)であった。当年度検査個体には、事故等の影響により栄養状態が悪い個体はいたが、冬の間、餌の不足に起因して栄養不良になったと考えられる個体は確認されなかった。

令和5年度については、令和6年1月末現在で42個体を収容している(死体34、生体8)。

(4)道北・道央地域における繁殖・越冬状況調査(資料1-8)

道北・道央地域におけるタンチョウの繁殖状況把握を目的として、令和3年度に続き、令和4年度、令和5年度とドローンとヒアリングを併用した繁殖状況調査を実施した。令和4年度、5年度の繁殖期の道央・道北における確認つがい数はそれぞれ計23、24ペア、ヒナ数は11、10となった。また、

確認個体の総数は 64、68 羽となった。

また、道央地域で越冬する個体の個体数と生息環境把握を目的とした越冬状況調査も令和 3 年度に続き実施した（令和 5 年度は実施中）。厳冬期の 1、2 月ともに 16 羽（うち幼鳥 1 羽）を確認し、道央地域で繁殖している個体は、えりも町のつがい以外は概ね道央地域で越冬していることが確認できた。

（５）道央におけるタンチョウ標識調査手法・体制検討業務（資料 1-8）

令和 4 年度に道央地域のタンチョウへの標識調査により個体の行動圏から分散メカニズムを解明するため、自然及び社会環境に応じたタンチョウ標識調査の手法及び体制構築に向けた検討を行なった。

3 タンチョウ生息地分散行動計画(第 2.0 版)の策定・施行

令和 2 年度に中間評価を実施した結果をふまえ、令和 3 年度より改定作業を進めてきた「タンチョウ生息地分散行動計画」について、関係機関との協議を経て、令和 5 年 11 月に策定・施行した。（令和 5 年 11 月 30 日報道発表）

今回の改定においては、背景や分散の方針と課題について、時点修正を含めた所要の修正を行うとともに内容のスリム化を図ったほか、今後 5 年間（令和 5 年度～9 年度）で実施する取組を優先度とともに具体的に整理した「実施計画」を新たに盛り込むなど、より取組内容が明確になるよう項立ての再整理も行った。

4 環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針案の策定

道東における冬季のタンチョウの集中状態は、依然として給餌場を中心に高い状況にあり、令和 4 年度には初めてタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。令和 5 年度も連続してタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたことをふまえ、最盛期には最大で 200 羽以上が集まる環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザの感染拡大防止を目的として、関係機関と連携・協力して高病原性鳥インフルエンザ発生下における適切なモニタリングや給餌方法、異常個体の早期発見・早期回収を早急に行える体制等を整理した対応方針案を作成した。

給餌に係る購入量及び給餌量

1. 給餌

冬期間の餌不足を補い、当面のタンチョウの個体群を維持するため、釧路総合振興局管内の3箇所の給餌場（図1 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、鶴見台給餌場、阿寒給餌場）において、給餌を行った。また、生息地分散に向けて、給餌量の調整を実施し、令和4年度及び令和5年度はそれぞれ前年度比1割削減した量を最大給餌量に設定した。ただし、鶴居村においては、地域として適正な給餌方法の検討や農業被害防止体制の構築のために給餌量調整を一時的に見合わせてほしいとの要請を受けていることから、最大給餌量は令和2年度と同量とした。

なお、令和4年度、令和5年度ともにタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染事例が確認されたため、関係者と協議のうえ、給餌の見合わせ措置や感染拡大防止に配慮した給餌方法実施の指示等を行った。

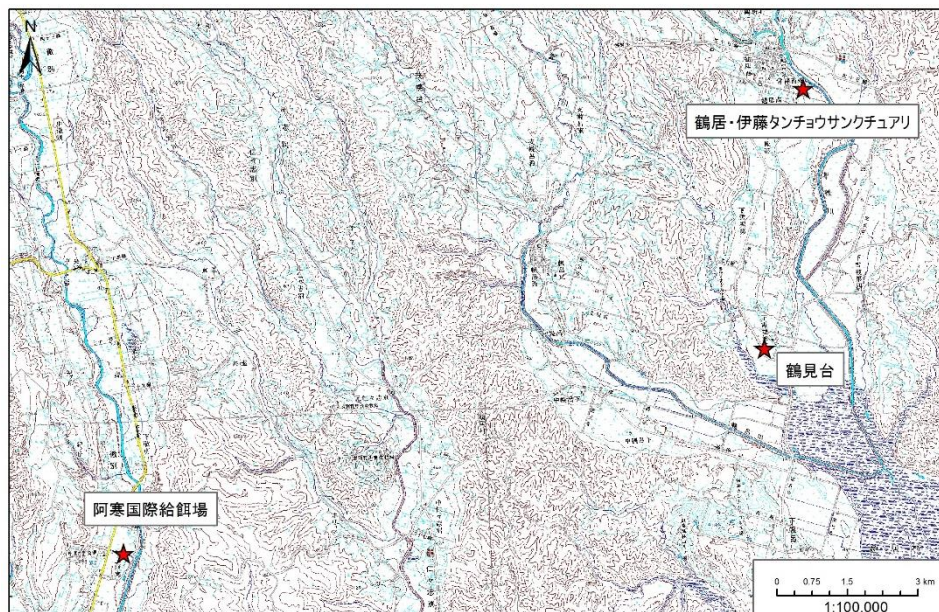


図1 3大給餌場の位置

1) 給餌実績

- ・ 設定した最大給餌量（給餌上限量）を表1、実際の購入量を表2、給餌量を表3に示す。
- ・ 令和4年度において、購入したが給餌に用いなかった余剰分の餌の量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では578kg、鶴見台給餌場では240kg、阿寒給餌場ではむしろ余剰無しであった。

- ・ 計画していた最大給餌量と比べると、令和4年度の実際の給餌量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場では83%と鶴見台給餌場では93%、阿寒給餌場では80%となった。

表1 最大給餌量 (Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
鶴見台給餌場	4,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
阿寒給餌場	6,630	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660
合計	15,630	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440

* 餌が1袋30kgであることから、削減割合を計算後に、袋数で割り切れる数で切り上げて設定

表2 実際の購入量 (Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,390	3,750	3,390	3,390	3,390	
鶴見台給餌場	3,660	3,750	3,390	3,390	3,390	
阿寒給餌場	4,350	3,750	3,500	3,600	3,000	
合計	11,400	11,250	10,280	10,380	9,780	

表3 実際の給餌量（デントコーン寄付量を含む）(Kg)

給餌場名称	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	4,134	3,262	3,390	3,390	2,812	
鶴見台給餌場	4,490	3,750	3,390	3,390	3,150	
阿寒給餌場	3,782	3,223	3,473	2,820	3,238	
合計	12,406	10,235	10,253	9,600	9,200	

2) 盗食・感染症対策

令和4年度における3大給餌場でのハクチョウやシカの入り込み概況を調査・記録した(表4、5)。また、餌の購入量減による経費の余力により、これら給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施した。

ハクチョウの入り込み割合は前年度と比較して増加しており、その増加率の割合は鶴見台給餌場に偏っている。シカについては前年度と比較して減少しており、減少率の割合は鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場に偏っている。

表4 ハクチョウ入り込み日数(括弧内は給餌実施日数)

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R3年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	0日 (14日)	1日 (31日)	1日 (31日)	0日 (28日)	3日 (12日)	5日 (116日)	3日 (117日)
鶴見台給餌場	0日 (14日)	0日 (31日)	5日 (31日)	15日 (28日)	12日 (11日)	32日 (115日)	3日 (106日)
阿寒給餌場	0日 (15日)	4日 (31日)	31日 (31日)	28日 (28日)	12日 (12日)	75日 (117日)	66日 (102日)
合計	0日 (43日)	5日 (93日)	37日 (93日)	43日 (84日)	27日 (35日)	112日 (348日)	72日 (336日)

表5 シカ入り込み日数(括弧内は給餌実施日数)

給餌場名称	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R3年度
鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	3日 (14日)	0日 (31日)	0日 (31日)	0日 (28日)	1日 (12日)	4日 (116日)	30日 (117日)
鶴見台給餌場	0日 (14日)	0日 (31日)	0日 (31日)	0日 (28日)	0日 (11日)	0日 (115日)	0日 (106日)
阿寒給餌場	0日 (15日)	0日 (31日)	2日 (31日)	0日 (28日)	1日 (12日)	3日 (117日)	1日 (102日)
合計	3日 (43日)	0日 (93日)	2日 (93日)	0日 (84日)	2日 (35日)	7日 (348日)	31日 (336日)

環境省委託給餌場における飛来カウント数推移

1. 飛来数調査

環境省で給餌事業を行っている3ヶ所の給餌場（以下「3大給餌場」という。）において、タンチョウの飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点の飛来数（成鳥、幼鳥）（以下「日最大飛来数」という。）を毎日記録した。

令和4年度における給餌場の日最大飛来数は、3大給餌場全体としては、前年度と比較してやや減少し、給餌量調整開始前（～平成26年）の5～7万羽と比較しても低いレベルにあると言える。

令和4年度と過去5年間の各給餌場ののべ日最大飛来数について、以下の表及び図にて示す。ただし、令和元年度はうるう年のため、2月29日については令和元年度以外は欠損データとして取扱う。

表1 3大給餌場における月ごとののべ日最大飛来数（羽）の推移

		11月	12月	1月	2月	3月	各合計	合計 幼鳥割合%
平成30年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	536 (60)	6,651 (561)	8,942 (708)	5,356 (506)	1,118 (152)	22,603 (1,987)	50,128 (4,889) 9.8%
	鶴見台給餌場	708 (76)	3,473 (303)	4,381 (395)	4,760 (391)	1,476 (147)	14,798 (1,312)	
	阿寒給餌場	87 (3)	3,046 (339)	4,997 (556)	3,551 (458)	1,046 (234)	12,727 (1,590)	
令和元年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	254 (30)	2,956 (179)	5,812 (414)	3,904 (351)	1,014 (182)	13,940 (1,156)	41,328 (3,459) 8.4%
	鶴見台給餌場	99 (4)	4,018 (359)	6,257 (491)	5,865 (490)	1,598 (131)	17,837 (1,475)	
	阿寒給餌場	256 (37)	1,576 (175)	3,099 (236)	3,522 (258)	1,098 (122)	9,551 (828)	
令和2年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	101 (83)	3,900 (188)	6,254 (331)	3,667 (274)	1,057 (138)	14,979 (1,014)	45,883 (3,645) 7.9%
	鶴見台給餌場	85 (15)	5,120 (373)	6,838 (565)	6,134 (476)	1,732 (129)	19,909 (1,558)	
	阿寒給餌場	82 (16)	1,827 (175)	4,527 (429)	3,632 (338)	927 (115)	10,995 (1,073)	
令和3年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	93 (12)	2,832 (135)	6,095 (374)	4,684 (322)	927 (87)	14,631 (930)	42,150 (3,049) 7.2%
	鶴見台給餌場	242 (46)	4,139 (318)	7,132 (517)	5,641 (361)	1,792 (126)	18,946 (1,368)	
	阿寒給餌場	61 (19)	1,294 (113)	3,296 (208)	2,797 (191)	1,125 (220)	8,573 (751)	
令和4年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	57 (6)	2,955 (241)	5,401 (288)	4,000 (301)	920 (120)	13,333 (956)	39,125 (3,487) 8.9%
	鶴見台給餌場	77 (25)	3,368 (291)	6,604 (495)	5,541 (423)	728 (79)	16,318 (1,313)	
	阿寒給餌場	97 (31)	1,380 (154)	3,671 (424)	3,340 (420)	986 (189)	9,474 (1,218)	
令和5年度	鶴居・伊藤タンチョウ サンクチュアリ給餌場	31 (8)	3,199 (343)	6,044 (571)	0 (0)	0 (0)	9,274 (922)	26,862 (2,444) 9.1%
	鶴見台給餌場	15 (5)	4,876 (437)	7,320 (581)	0 (0)	0 (0)	12,211 (1,023)	
	阿寒給餌場	84 (10)	1,648 (169)	3,645 (320)	0 (0)	0 (0)	5,377 (499)	

※ () 内は幼鳥の合計数

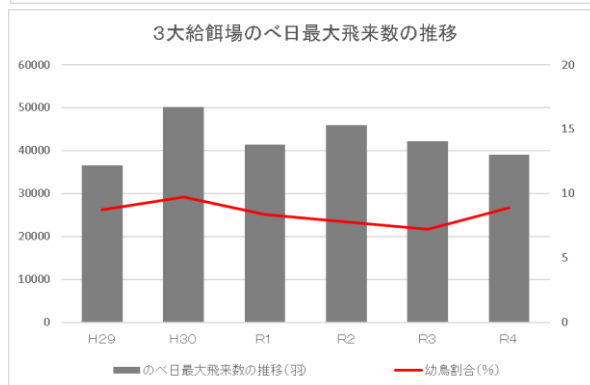
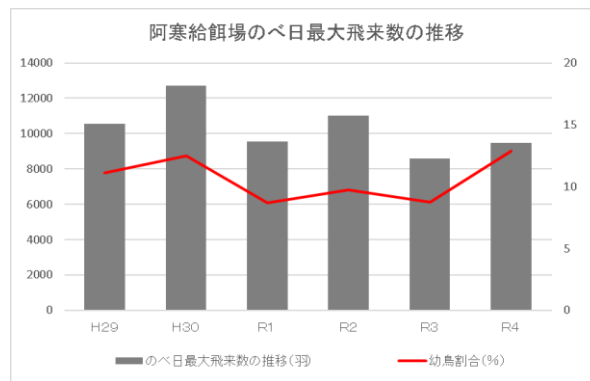
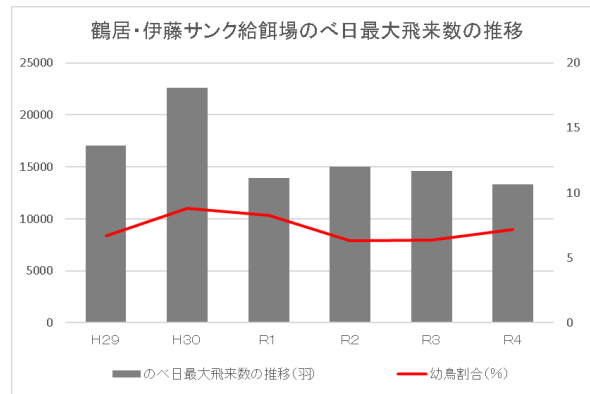
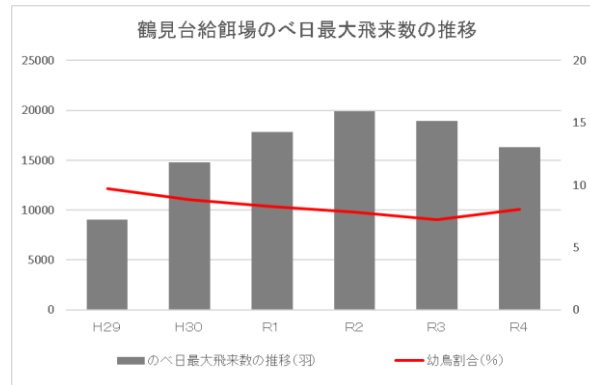


図1 3大給餌場におけるのべ日最大飛来数の推移
 のべ日最大飛来数の最近6年間の推移を、給餌場ごと及び3大給餌場合計として表した。棒グラフはのべ日最大飛来数を、折れ線グラフは幼鳥割合を示す。

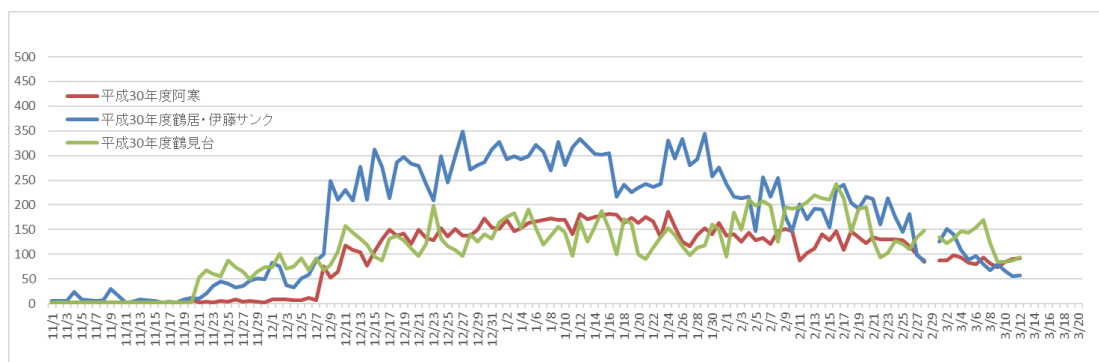


図 2 平成 30 年度給餌場別飛来数

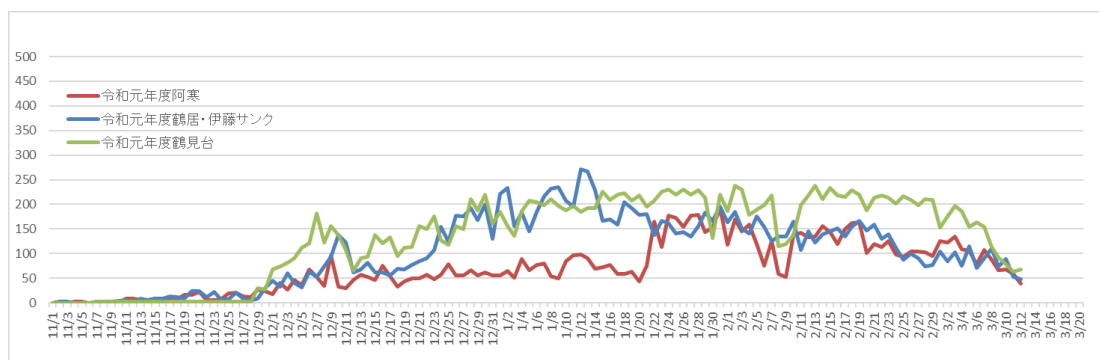


図 3 令和元年度給餌場別飛来数

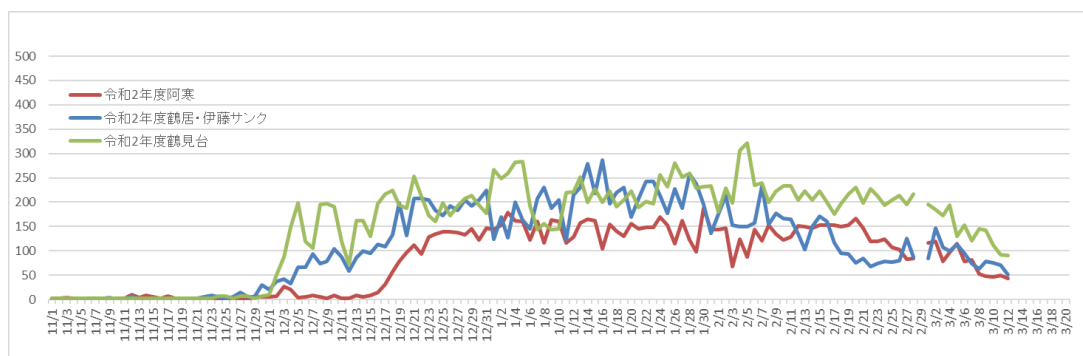


図 4 令和 2 年度給餌場別飛来数

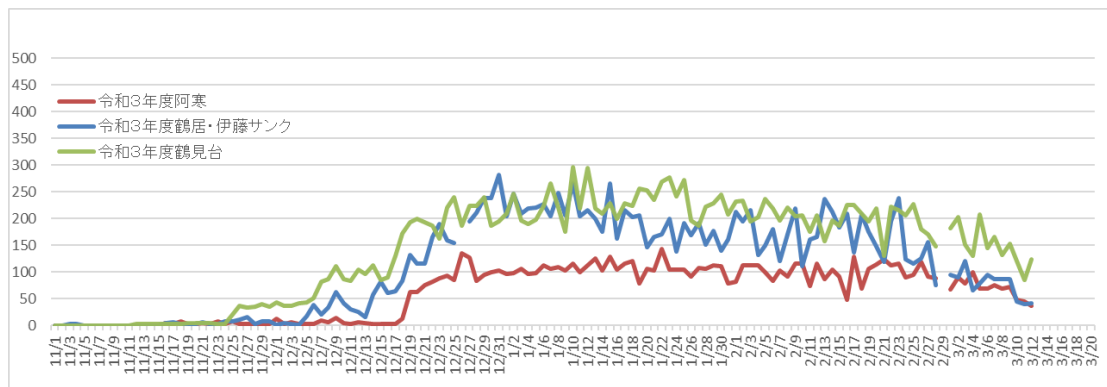


図 5 令和 3 年度給餌場別飛来数

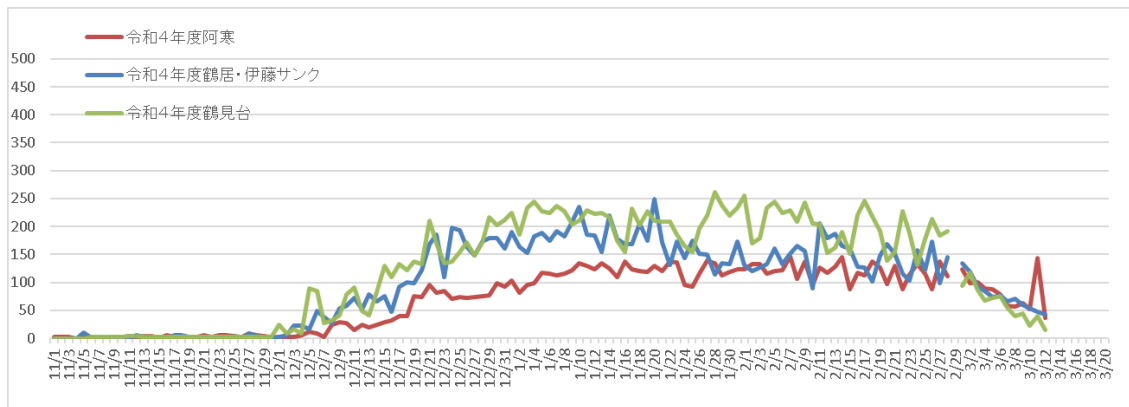


図6 令和4年度給餌場別飛来数

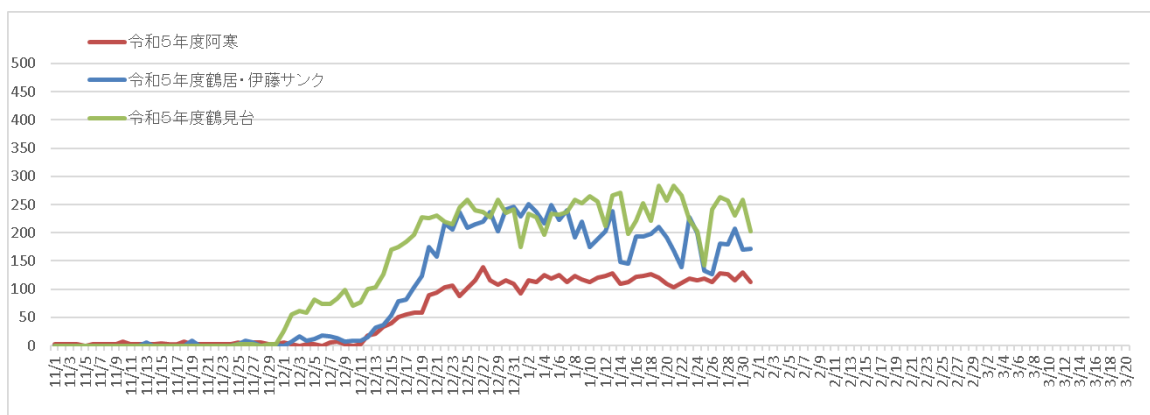


図7 令和5年度給餌場別飛来数

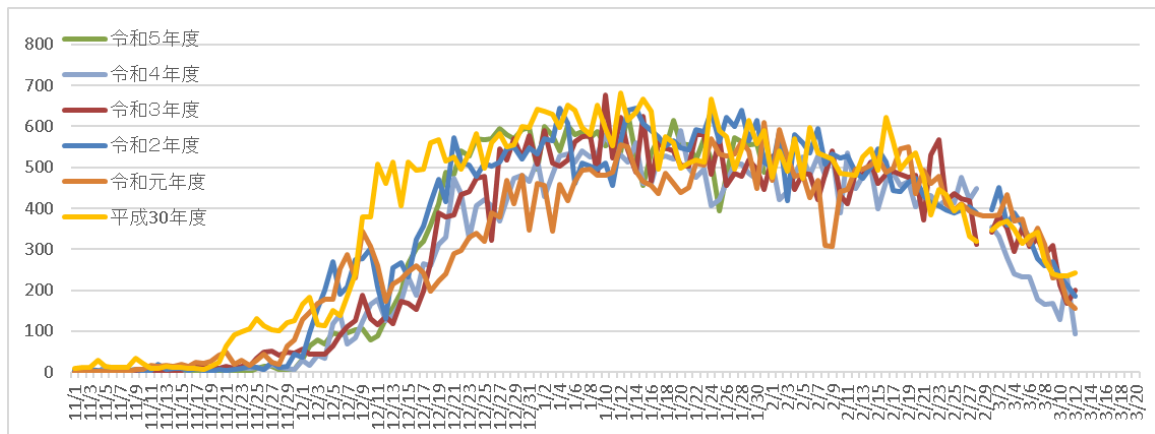


図8 年度別3大給餌場合計飛来数

環境省委託給餌場における給餌量と飛来数推移

1. 給餌場別給餌量

令和 4 年度の給餌期間において各給餌場の合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。下表で示す数値をみると、各給餌場における 1 羽当たりの給餌量は、3 大給餌場の平均では約 **0.24kg/羽** となり、昨年度の割合と比較してやや減少したものの、直近 5 年間の傾向としてはほぼ横ばい状態にある。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	0.183kg/羽	0.234kg/羽	0.226kg/羽	0.229kg/羽	0.210kg/羽
鶴見台給餌場	0.303kg/羽	0.210kg/羽	0.170kg/羽	0.179kg/羽	0.193kg/羽
阿寒給餌場	0.297kg/羽	0.337kg/羽	0.316kg/羽	0.343kg/羽	0.326kg/羽
平均	0.247kg/羽	0.248kg/羽	0.238kg/羽	0.250kg/羽	0.243kg/羽

2. 令和元年度～令和 5 年度の日毎の日最大飛来数と給餌量の推移

環境省委託給餌場における令和元年度～令和 5 年度の日毎の給餌量と飛来数の推移を図 1～15 に記す。

令和元年度～令和5年度 環境省委託給餌場における日別飛来数及び給餌量

※  給餌量  飛来数

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

鶴見台給餌場

阿寒給餌場

R 1

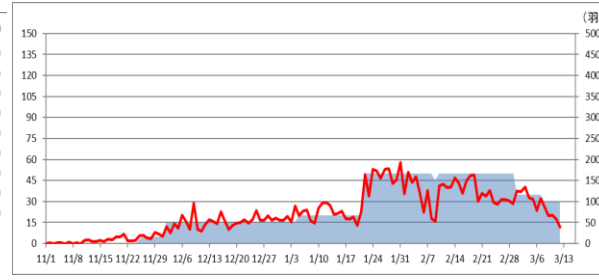
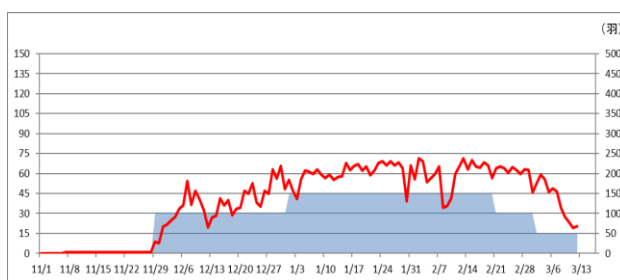
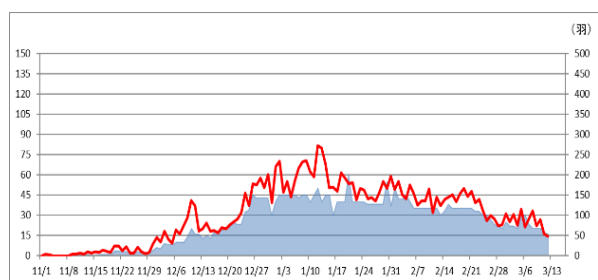


図 1. 令和元年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

図 2. 令和元年度鶴見台給餌場

図 3. 令和元年度阿寒給餌場

R 2

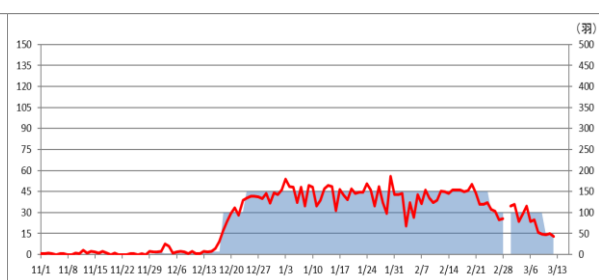
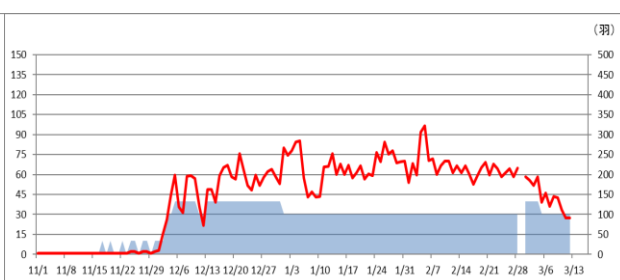
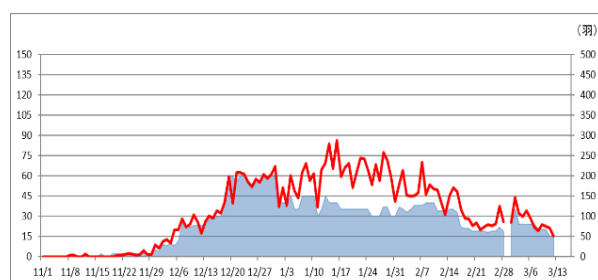


図 4. 令和2年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

図 5. 令和2年度鶴見台給餌場

図 6. 令和2年度阿寒給餌場

R 3

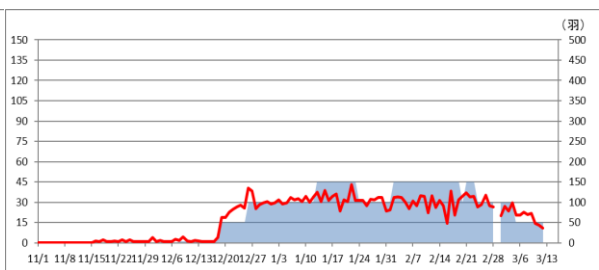
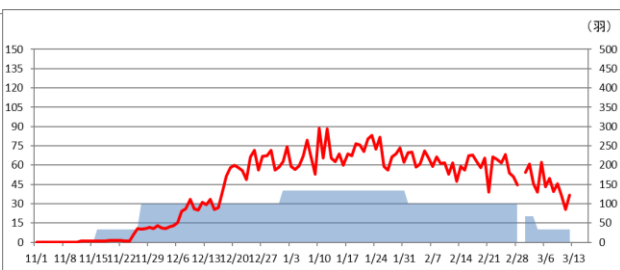
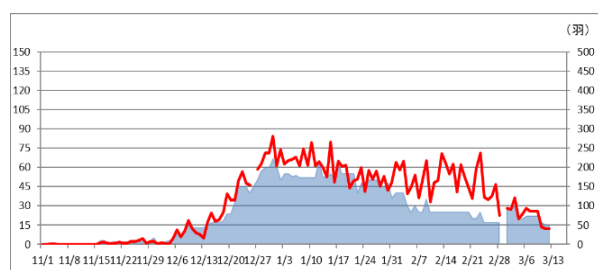


図 7. 令和3年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

図 8. 令和3年度鶴見台給餌場

図 9. 令和3年度阿寒給餌場

R 4

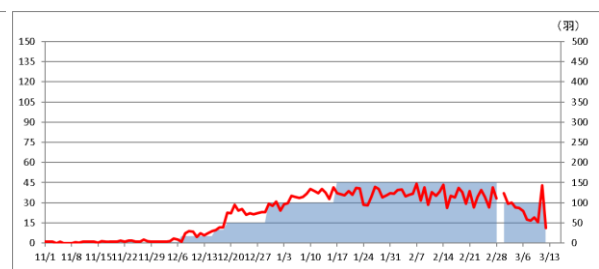
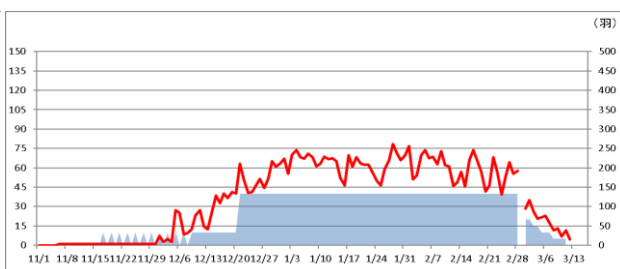
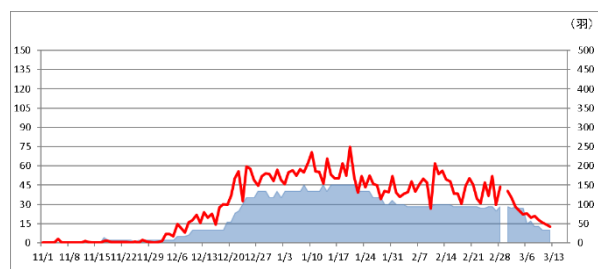


図 10. 令和4年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

図 11. 令和4年度鶴見台給餌場

図 12. 令和4年度阿寒給餌場

R 5

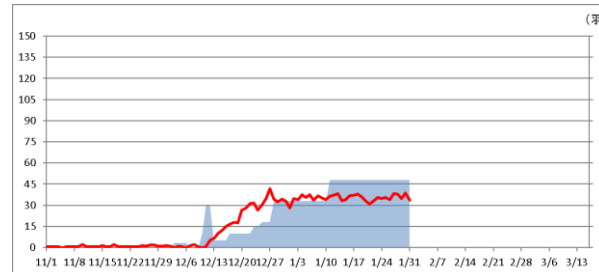
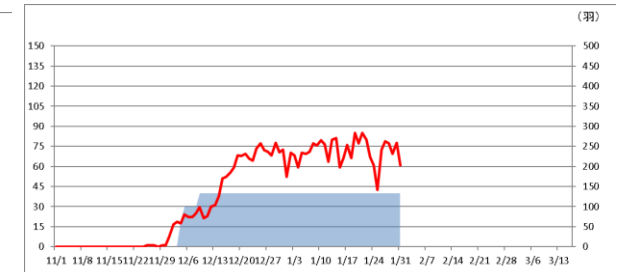
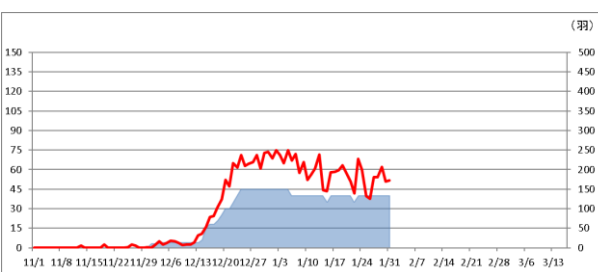


図 13. 令和5年度鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場

図 14. 令和5年度鶴見台給餌場

図 15. 令和5年度阿寒給餌場

令和 4 年度タンチョウ越冬状況調査情報取りまとめ及び標識調査業務

環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 目的

タンチョウ保護研究グループで行われた令和 3 年度の越冬総数調査のデータから、必要なデータを抽出・整理するとともに、同じくタンチョウ保護研究グループで実施されている標識調査を保護増殖事業の一環として連携して実施し、標識個体の動向を調査することにより、取組の評価に資する。

2. 概要

(1) 受託者

NPO 法人 タンチョウ保護研究グループ

(2) 実施方法

タンチョウ保護研究グループで毎年 1 月～2 月の間に独自に実施している冬期の総数把握調査のデータから、2011 年（平成 23 年）度以降の地域別の確認数の変化及び 2000 年（平成 12 年）度以降の 3 大給餌場における確認数の変化、確認地点の面的広がりの変化、2010 年（平成 22 年）度以降の 3 大給餌場における滞在状況の変化がわかる調査結果等を抽出し取りまとめた。

(3) 結果

①地域別の確認数の変化

ア. 振興局単位

振興局 調査年	十 勝	釧 路	根 室	オホーツク	日 高	胆 振	空 知
2011	52	1164	16	0	0	0	0
2012	64	1380	27	0	0	0	0
2013	68	1341	26	0	2	0	0
2014	72	1359	24	3	3	0	0
2015	108	1392	38	0	4	0	0
2016	113	1680	58	0	4	0	0
2017	114	1557	34	0	5	0	0
2018	136	1420	19	2	5	0	0
2019	194	1331	75	0	3	3	1
2020	217	1489	66	3	3	3	1
2021	216	1564	91	2	7	3	0
2022	220	1426	87	0	11	2	0

* 本表の確認数は、調査期間後に確認された越冬場所不明の標識個体を含んでいないため、合計数は毎年の総数と異なっている場合がある。

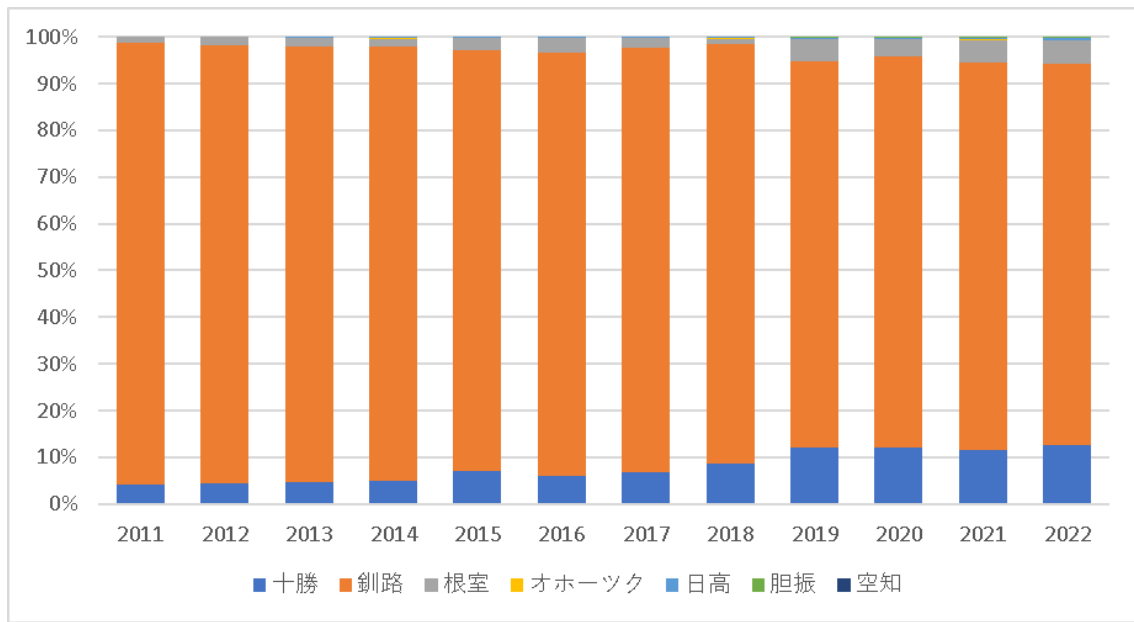


図1 振興局別確認数の推移

イ. 給餌場別の確認数

中雪裡給餌場と下雪裡給餌場は同じ鶴居村にあり、同一個体が行き来していることが標識個体によって確認されていることから、一つの給餌場（鶴居給餌場）として処理した。

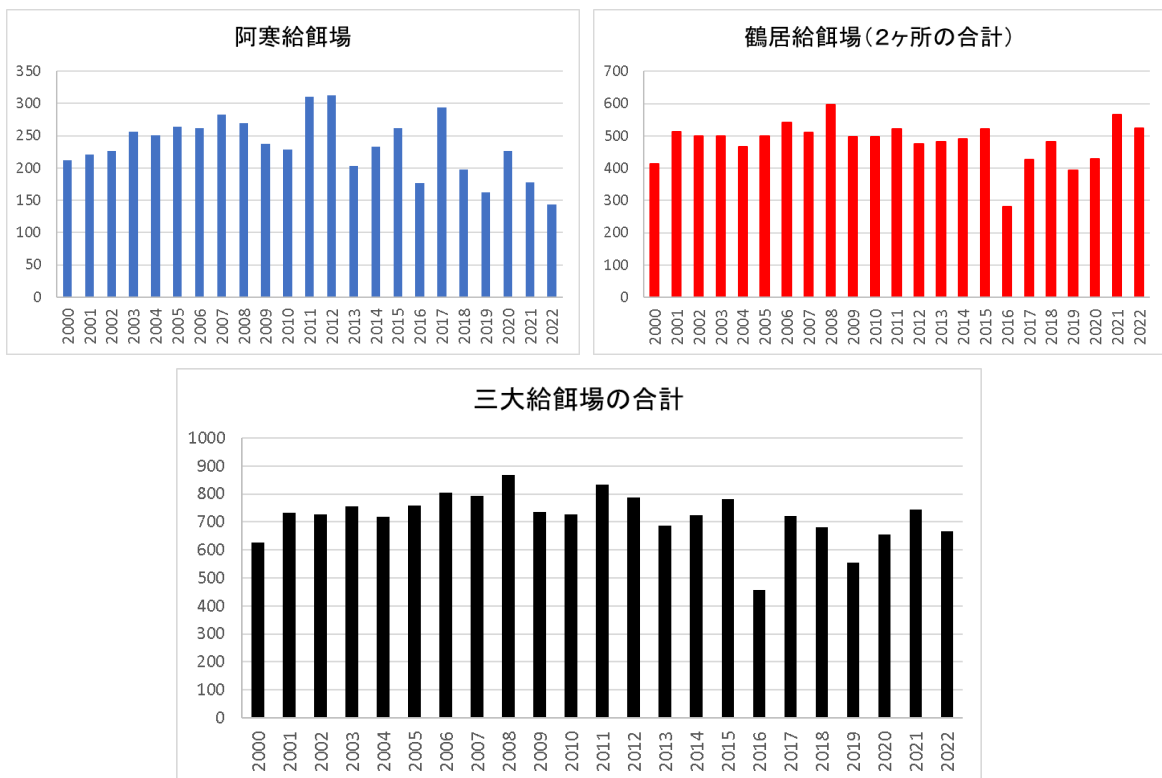


図2 給餌場別のタンチョウ確認個体数の推移

②確認地点の面的広がりの変化

2022 年 1 月 20 日から 1 月 31 日にかけて実施した一斉調査でタンチョウを確認した 267 地点を緯度経度で示した。なお。これには同一斉調査の補足調査を行った 2 月 11 日までの記録も含まれている。

③ 3 大給餌場における滞在状況の変化

給餌場へのタンチョウの依存状況を判断する指標の一つとして、それぞれの給餌場での 5 分ごとのカウント数の累計を 2010 年以降の記録と比較した。

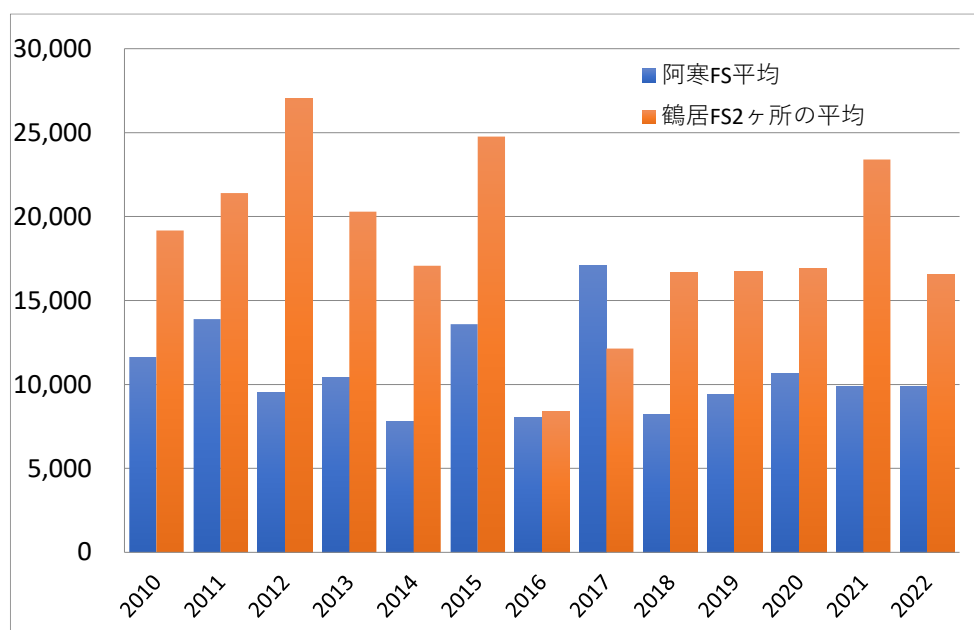


図3 給餌場における滞在状況の変化

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場と鶴見台給餌場については、標識個体によって同一個体が行き来していることが確認されているため、鶴居給餌場（FS）として処理した。

④ 標識調査

ヒナに足環を装着する作業は 6 月 25 日から 7 月 17 日までの間で計 12 日実施し、合計 52 名、のべ 149 人が調査員として参加した。ヒナを捕獲した際には足環の装着と鳥体の計測を行い、同時に血液を採取して酪農学園大学の寺岡研究室に委託して性別鑑定を行った。調査の実施状況は以下の通り。

十勝総合振興局管内：7 ヶ所で 6 羽

釧路総合振興局管内：6 ヶ所で 8 羽

根室振興局管内：4 ヶ所で 1 羽

オホーツク総合振興局：1 ヶ所で 0 羽

※標識した家族数は 12、標識個体数は 15 羽であった。

⑤標識個体の目撃情報の収集

過去に標識を付けられた全ての個体を対象に、2022 年 3 月 11 日から 2023 年 2 月 28 日までの期間に得られた 631 例の確認記録を取りまとめた。

標本保存管理業務・傷病収容状況

令和 6 年 2 月
環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 目的

本業務は、病理解剖が終了したタンチョウの死体標本を冷凍保存し、タンチョウ保護増殖事業の効果的な推進のために実施する調査・研究等に活用できるよう管理するもの。

2. 概要

(1) 受託者

釧路市動物園

(2) 収容状況 ※令和 5 年 3 月現在

- ・令和 4 年度中（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に保護収容されたタンチョウは計 50 個体と過去 2 番目の収容数となった。
- ・雌雄の内訳は♂18 ♀14 不明 18（HPAI 感染拡大防止のための未搬入等による）
- ・年齢構成は成鳥 20、亜成鳥 5、幼鳥 18、ヒナ 2（幼鳥・ヒナが全体の 40%）、不明 5
- ・生体収容 20 例（死亡 14、現地放鳥 1、治療・療養後放鳥 4、治療中 1）。
- ・釧路市内において高病原性鳥インフルエンザ発生があったことなどから搬入が少なかったため満床率、満床日数および平均滞在日数は昨年度よりも低下した。その一方で治療継続個体があり、リハビリに移行してもリハビリ用ケージが飽和状態であった。
- ・上記や高病原性鳥インフルエンザ発生による受け入れの不可が続き、釧路湿原野生生物保護センターへ多くの個体収容を依頼した。
- ・全体を通して何らかの事故が 36 例（72%）と、年齢を問わず事故による収容が多い。交通事故が 24 例で最多。当年度も道内における野鳥の HPAI 発生が相次ぎ、動物園への搬入ができず要因の判断ができない個体が多くあったが、判明しているうちでも、前述のように多くが人為的要因であった。
- ・4—8 月の収容は 20 例で、4、5 月は計 7 例と令和 3 年度（11 例）より減少。しかし通年で見ると依然収容件数は増加傾向にあり、今年度にあっては COVID-19 の感染状況の変化に伴う人や物流の動きの変化も反映している可能性がある。
- ・ただしタンチョウの収容件数はもともと年によってばらつきがあるため、引き続き収容数の変化は注視していく必要がある。

2. 地域別収容状況

鶴居	阿寒	標茶 弟子屈	白糠 音別	釧路	厚岸 浜中	根室 管内	十勝 管内	オホーツ ク管内	宗谷 管内	日高 管内	計
6	0	13	5	3	4	7	9	1	1	1	50

- ・当年度は釧路管内標茶町、鶴居村及び根室管内別海町での収容が多く、次いで釧路管内浜中町、音別町及び十勝管内浦幌町でも収容が多かった。また今年度はえりも町で初めての個体収容があったほか、豊富町および湧別町でそれぞれ2例目の収容があった。
- ・地域別の収容傾向についても年変動があるため、タンチョウ個体数の増加や分布の拡大傾向も踏まえ、今後も情報を蓄積していく必要がある。

3. 生体収容個体の転帰 ※令和5年3月現在

- 1) 2022年4月4日保護（成鳥：スラリー転落）：洗浄後に現地放鳥
- 2) 2022年5月4日保護（成鳥：跛行確認）：治療後に放鳥
- 3) 2022年5月17日保護（成鳥：疾病・栄養不良）：搬送前に死亡
- 4) 2022年6月4日保護（成鳥：両脛骨粉碎骨折）：治療中に死亡
- 5) 2022年6月21日保護（成鳥：左肘に亜脱臼）：治療後に放鳥
- 6) 2022年6月30日保護（幼鳥：右脛骨開放骨折等）：治療中に死亡
- 7) 2022年8月2日保護（成鳥：左脛骨開放骨折等）：治療中に死亡
- 8) 2022年10月3日保護（幼鳥：左脛骨粉碎骨折）：治療中に死亡
- 9) 2022年10月13日保護（幼鳥：骨盤骨折）：治療中
- 10) 2022年10月16日保護（成鳥：スラリー転落）：療養後に放鳥
- 11) 2022年10月19日保護（幼鳥：両脛骨骨折）：治療中に死亡
- 12) 2022年11月7日保護（幼鳥：左跗蹠骨折）：治療中に死亡
- 13) 2022年11月8日保護（幼鳥：スラリー転落）：治療中に死亡
- 14) 2022年11月20日保護（幼鳥：HPAIV感染→治癒）：一般状態の悪化により死亡
- 15) 2022年12月5日保護（成鳥：両脚跗蹠粉碎骨折）：治療中に死亡
- 16) 2023年1月3日保護（幼鳥：右上腕骨、右跗蹠骨開放骨折）：治療中に死亡
- 17) 2023年1月8日保護（幼鳥：左跗蹠骨粉碎骨折）：治療中に死亡
- 18) 2023年2月6日保護（ヒナ：重度の消瘦、腹部皮下出血）：治療中に死亡
- 19) 2023年2月26日保護（幼鳥：右前胸部にやや古い打撃痕）：治療中に死亡
- 20) 2023年3月20日保護（成鳥：スラリー転落）：療養後に放鳥

4. 調査研究、試料提供等

- 1) 寄生虫学的調査（酪農学園大学獣医寄生虫学研究室 浅川教授）
- 2) 有機汚染物質曝露状況調査（長崎大学衛生化学研究室 鳥羽准教授）
- 3) 希少種の細胞、遺伝子保存（国立環境研究所 大沼研究員）
- 4) 標本作成サンプルの搬出（我孫子市鳥の博物館及び北海道地方環境事務所）

5. 令和5年度収容状況（2024年1月30日まで）

1) 収容数

- ・令和5年4月1日から令和6年1月30日までに保護収容されたタンチョウは計42個体。
- ・内訳は、死体34 生体8。（生体収容後経過の内訳；死亡7 治療中1）。
- ・釧路市内での鳥インフルエンザ発生があったため未搬入の個体が多く、今後順次検案予定
- ・収容状況からは、何らかの事故によると推測される事例が多い他、当該期間においては、HPAI 陽性となった事例が5例確認されている。

2) 地域別

鶴居	阿寒	標茶 弟子屈	白糠 音別	釧路	厚岸 浜中	根室 管内	十勝 管内	オホーツ ク管内	宗谷 管内	日高 管内	計
4	1	6	4	2	1	14	9	1	0	0	42

- ・根室振興局管内での収容が多く、内訳は別海町6、中標津町4、標津町3、根室市1。うち別海町2例と標津町1例でHPAI 陽性を確認。中標津町の4例は全てスラリ一転落。
- ・次いで多い十勝総合振興局管内では、状況から何らかの事故によると推測される事例が多い。なお、HPAI 陽性が1例確認されている。

環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針検討業務について

1 目的

道東における冬季のタンチョウの集中状態は、依然として給餌場を中心に確認される中、令和4年度、5年度と連続してタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された。同病による大量死の発生が現実味を帯びていることから、対策の検討を急務と捉え、まずは優先的に環境省給餌場におけるモニタリング体制や高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方法、異常個体の取扱い等について整理し、関係機関との協力・連携のもと、異常個体の早期発見や早期回収等の適切な対応を講じることを目的とする。

2 実施内容

(1) ツル類における感染症の集団発生事例の収集及び整理

鹿児島県出水市で発生したツル類における高病原性鳥インフルエンザの集団発生事例について情報収集し、タンチョウにおける鳥フル発生対応検討の基礎資料として取りまとめた。

(2) 鳥フル対応体制の検討

令和4年度に作成したタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方針をベースに、ワーキンググループの開催等により専門家および関係者（関係行政機関、関連団体）の意見を取り入れつつ、モニタリング体制や異常個体の回収等給餌以外における対策を追記した対応方針案を作成した。

<WG構成メンバー>

獣医疫学等	黒澤 信道	公益財団法人 日本野鳥の会 釧路支部長
	齊藤 慶輔	株式会社猛禽類医学研究所 代表・獣医師
	渡邊 有希子	株式会社猛禽類医学研究所 副代表・獣医師
	飯間 裕子	釧路市教育委員会 生涯学習部 釧路市動物園 獣医師
	吉野 智生	釧路市教育委員会 生涯学習部 釧路市動物園 獣医師・学芸専門員
生態・ 生息状況等	百瀬 邦和	NPO 法人 タンチョウ保護研究グループ 理事長
	松本 文雄	日本ツル・コウノトリネットワーク 事務局長
	原田 修	公益財団法人 日本野鳥の会 鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ チーフレンジャー
関係行政 機関	北海道 環境生活部 自然環境局自然環境課	
	北海道 釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課	
	釧路市 市民環境部 環境保全課	
	鶴居村教育委員会 社会教育課	

3 方針案

概要は以下のとおり。

- ・ モニタリング及び連絡体制

異常個体等の早期発見に向け、環境省給餌事業受託者を軸に環境省給餌場内のモニタリングを実施し、異常が発見された場合には発見者から関係行政機関へ速やかに連絡が行き届くよう関係者間で連携。

- ・ 給餌の実施方針

個体（タンチョウ）間に密が生じないよう可能な範囲で餌を広く撒くほか、他の野鳥の追い払いを適宜実施するなどの基本的な感染拡大防止対策を実施。

給餌開始前にタンチョウの高病原性鳥インフルエンザ感染が確認された場合には、給餌開始の極力見合わせるにより給餌場への集中を防ぐ。

給餌を開始する際には、小規模給餌場から開始し、大規模給餌場での給餌開始を遅らせることで分散を図る。

これらは効果を検証しつつ、状況に応じて柔軟に進める。

- ・ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散防止対策

拡散及び侵入を防ぐため、消毒体制の整備、給餌場における観光客対応、地域住民等に対する周知普及に努める

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い

高病原性鳥インフルエンザの感染が疑われる個体が発見された場合、感染拡大防止のため、生死問わず速やかに回収・捕獲し、隔離に努める。ただし、生体は自力で動くことができない個体のみを対象とする。

保管・隔離は給餌場近隣に仮置きスペースを設置して行い、死体は随時適切に処分する。生体については別途定める判断基準により、やむを得ない状況においては安楽殺処分も含め取扱いを検討する。

- ・ その他

適切な問合せ対応により情報の錯綜等を防止し、関係者間の情報共有を速やかに行うことで被害の拡大防止に努める。

環境省給餌場における高病原性鳥インフルエンザ対応方針（案）

0 目的

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づき国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウの推定生息数は、近年、1,800羽程度で推移しており繁殖期には分布域も徐々に広がりつつある。一方で、非繁殖期は、多くの個体が釧根地域で行っている給餌に依存しており、過度の集中が見られることから高病原性鳥インフルエンザ等の重篤な感染症が発生した場合、一気に数が減少するリスクが懸念されている。また、令和4年度には初めてタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、令和5年度もタンチョウの高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されており、タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザによる大量死の発生可能性も現実味を帯びる状況となっている。

リスク回避には、生息地の分散化が最も重要かつ効果的であり、これまで「タンチョウ生息地分散行動計画」（平成25年策定、令和5年改定）に基づく各種施策が進められてきたところであるが、上述のとおり冬季は給餌場を中心として過度の集中がみられ、特に最盛期には最大で200羽以上が集まる環境省給餌場（以下、「給餌場」という。）は高病原性鳥インフルエンザウイルスの発生リスクが高いことから、発生リスクに備えた対応・体制について整理した方針策定は急務となっている。

以上をふまえ、本方針は、同計画に基づく高病原性鳥インフルエンザ感染拡大防止対策として、給餌場におけるモニタリング体制や高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方法、異常個体の取扱い等について整理し、関係機関との協力・連携のもと、異常個体の早期発見や早期回収等の高病原性鳥インフルエンザへの適切な対応を講じることを目的とする。

1 モニタリング及び連絡体制

（1）モニタリング項目と体制

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況に応じ、各給餌場の給餌事業受託者（以下、「給餌受託者」という。）を軸に以下のモニタリングを別紙1を用いて実施し、異常が発見された場合には速やかに関係機関へ連絡する。各モニタリング項目の実施フェーズ及び実施者は図1のとおり。

- ① タンチョウ及び野鳥等が死亡していないか
- ② タンチョウ及び野鳥等に次の異常行動が見られないか

- ・給餌時に長時間餌を食べない
- ・同じ所に座り込んだまま、あるいは立ったまま動かない、動きが鈍い
- ・人が近づいても飛び立たない、逃げない
- ・ふらつく、後ろ向きに歩く、首をのけぞる、首をカクカクと動かすなどの神経症状がある
- ・カラスなどに攻撃され、それに対する反応が弱い
- ・夕方、ねぐらに戻らず場内に居残っている。

③ 双眼鏡、スコープ等を用いて場内および各個体の状況を精緻に監視する。

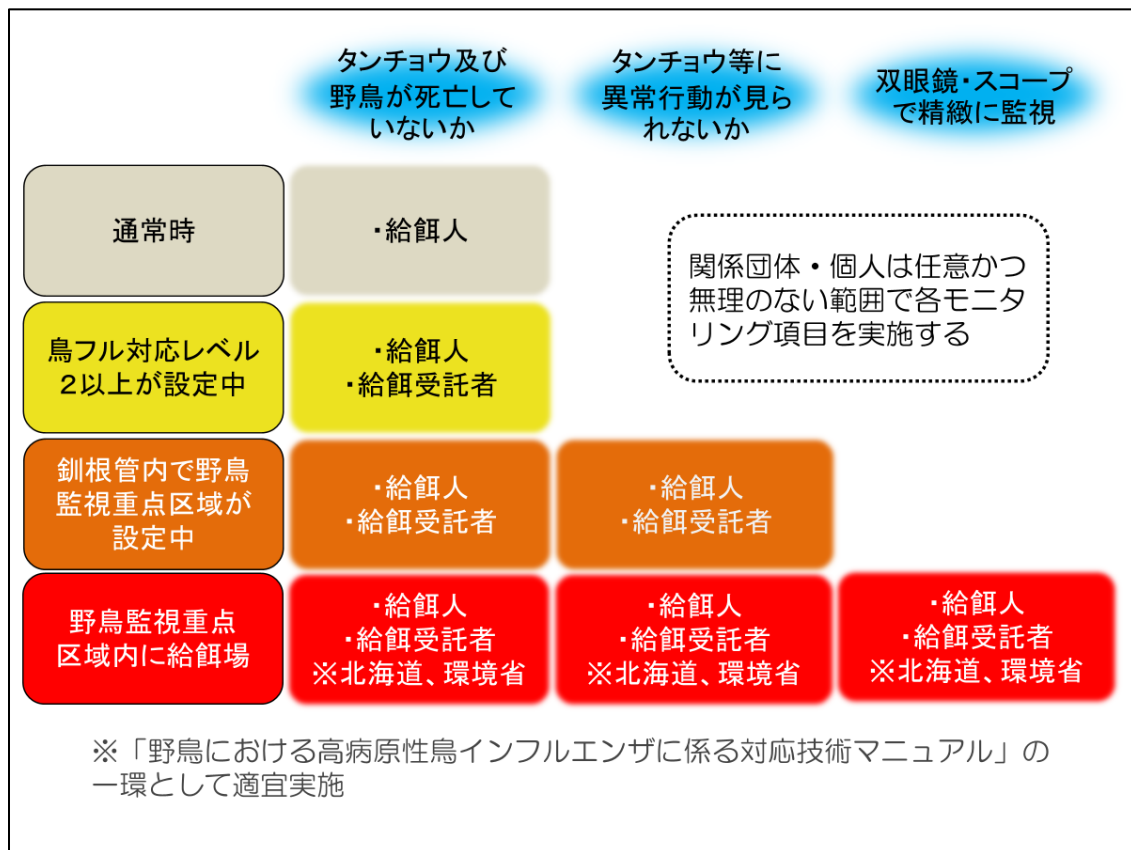


図 1：高病原性鳥インフルエンザ発生状況ごとのモニタリング体制

(2) 異常個体発見時の連絡体制

モニタリング等により、タンチョウ及び野鳥等の異常個体を発見した場合には、次のフローにより初動連絡する。

① 異常個体がタンチョウの場合

ア. (1) におけるモニタリング実施者が発見した場合

発見者は釧路自然環境事務所野生生物課ⁱへ報告する。

連絡事項は次のとおり。

- ・異常個体の数及び状態（死亡、衰弱等）
- ・発見時刻
- ・標識の有無及び確認可能であれば付番された番号等

発見者が自治体や関係団体に通報した場合、通報を受けた者は上記連絡事項に加え、通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員は、情報を踏まえ収容の必要がある（収容が可能である）と判断した場合には、**4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い**に準じ対応する。

イ. ア. 以外の方（一般住民等）が発見した場合

a. 発見者が釧路自然環境事務所野生生物課へ通報した場合

ア. に記載の連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、収容の必要がある（収容が可能である）と判断した場合には、**4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い**に準じ対応する。

b. 発見者が自治体や関係団体に通報した場合

通報を受けた者は、ア. に記載の連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員の対応は、a と同様とする。

② 異常個体がタンチョウ以外の種の場合

ア. (1) のモニタリング実施者が発見した場合

発見者は釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。

連絡事項は下記のとおり。

- ・異常個体の種、個体数及び状態（死亡、衰弱等）
- ・発見時刻

報告を受けた釧路自然環境事務所野生生物課職員は、当該個体の種に応じ、その後の対応等を判断する。

発見者が北海道または市町村へ通報した場合で、当該種が環境省所管種である場合、あるいは所管の判断がつかない場合、通報を受けた者は

ⁱ 開庁日は環境省釧路自然環境事務所（TEL0154-32-7500）への連絡とし、休日は別途知らせる野生生物課当番携帯電話へ連絡する。

上記連絡事項に加え通報者の氏名及び連絡先を聴き取り、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。当該種が北海道所管種であった場合、市町村は北海道（各総合振興局・振興局）に報告する。北海道（各総合振興局・振興局）は対応業務を進めるとともに、釧路自然環境事務所野生生物課へ情報を共有する。

関係団体が通報を受けた場合には、通報を受けた者は上記の連絡事項に加え発見者の氏名及び連絡先を聴き取り、当該個体の種に応じ釧路自然環境事務所野生生物課もしくは北海道（各総合振興局・振興局）へ報告する。種の所管が不明な場合、釧路自然環境事務所野生生物課へ報告する。二次連絡を受けた環境省あるいは北海道の対応は前段同様。

イ. ア. 以外の方（一般住民等）が発見した場合

通報を受けた機関ごとに②ア. と同様の対応をする。

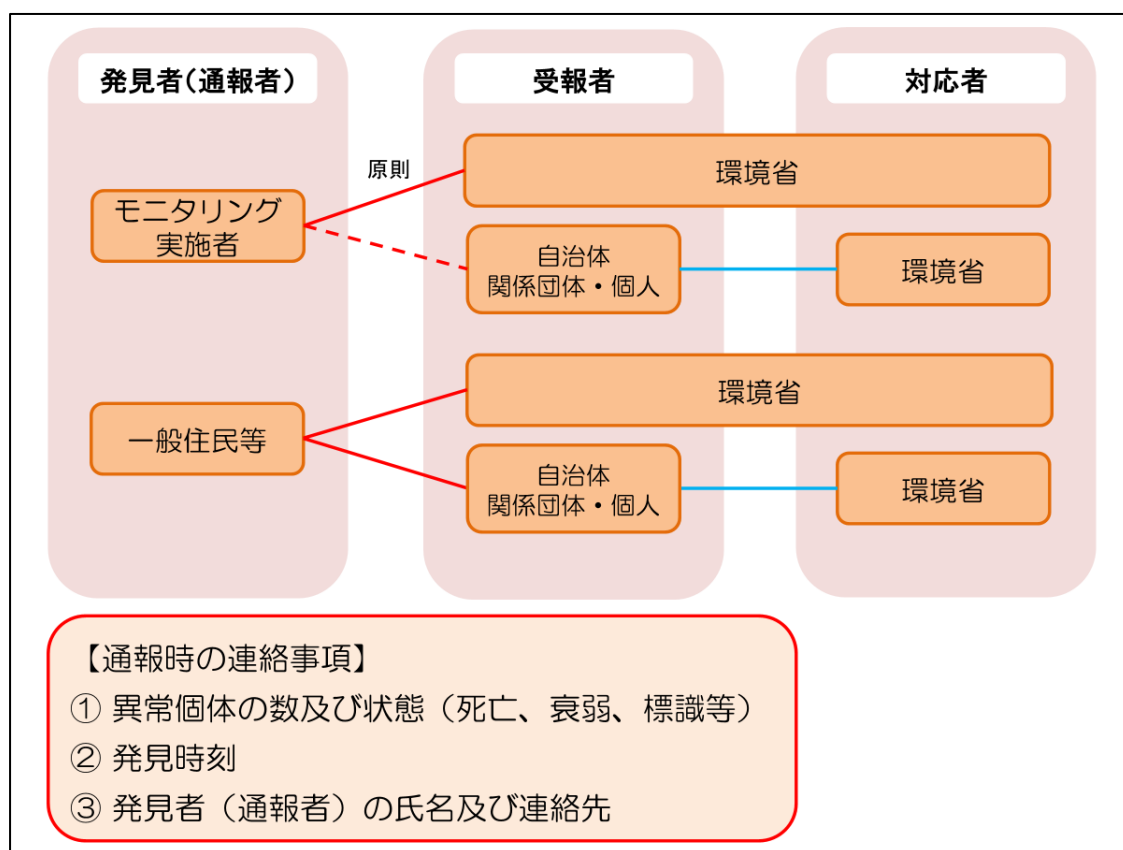


図 2：異常発見時の連絡イメージ（タンチョウの場合）

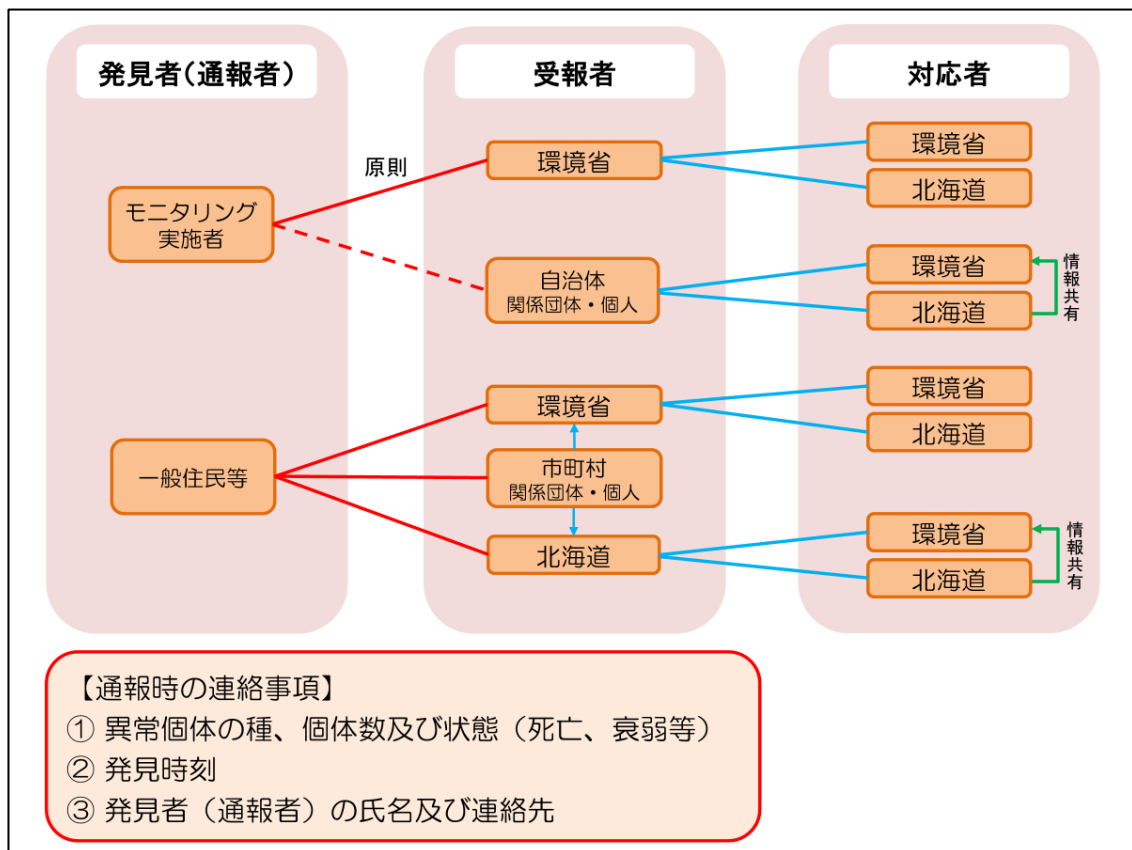


図 3：異常発見時の連絡イメージ（タンチョウ以外）

2 給餌の実施方針

(1) 基本的対策

給餌にあたって、給餌受託者は高病原性鳥インフルエンザの発生状況に関らず以下の基本的対策を実施する。

- ① 給餌場に飛来する水鳥類・カラス等の追い払いを適宜実施する。
- ② タンチョウが個体間距離を保って採餌できるよう、可能な範囲で餌を広く撒く
- ③ 給餌場間の個体群の移動を避けるため、可能な範囲で各給餌場の給餌時間を統一する。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ発生下における給餌方針

- ① 給餌開始前に、釧根地域でタンチョウ要因の野鳥監視重点区域が設定された場合

→ 給餌開始を遅らせることにより、給餌場へのタンチョウの集中を防ぐ。

分散定着と感染予防の観点から、遅くとも12月上旬を給餌開始可能日として小規模給餌場からまずは開始し、各小規模給餌場における給餌による一定程度の固定利用が確認されたところで（10日間程度の間隔）大規模給餌場（環境省給餌場等）における給餌を開始することとする。なお、気候・天候や積雪状況等から早期に給餌が必要と認められる場合には、給餌関係者と協議の上、適当な給餌開始日を設定する。

- ② 給餌開始後に、釧根地域でタンチョウ要因の重点監視区域が設定された場合→ 個体群の拡散を防ぐため給餌を継続するが、給餌場における個体群の過度の集中状態を避けるため、給餌量は飛来数に応じた必要最低限の量とする。
- ③ ①及び②については、その効果を十分に検証しつつ、タンチョウの生息・分布状況等に応じ給餌関係者と協議のうえ、柔軟に取り進める。

3 高病原性鳥インフルエンザウイルスの拡散防止対策

（1）消毒体制

消毒の主な目的として、環境中のウイルスの拡散防止と、人体への感染リスクの低減がある。そのため、消毒の対象も、環境や作業者の手指・靴底、使用物品等様々あり、適宜薬剤の使い分けが必要である。

鳥インフルエンザウイルスに対しては、複数種の市販薬剤において効果が確認されている一方、対象物への影響や効力低下要因、価格等に違いがあり、全てのケース及び対象に有効なものは存在しないことから、使用する場面や場所、使用者の事情等を踏まえた選定が必要となる。

本方針では、薬剤選定にあたっての参考として、代表的な薬剤とその一部情報を以下に記載する。なお、いずれの薬剤においても、対象に付着する汚れや有機物等を取り除いた上での使用が基本となる。

また、消毒にあたっては、使用する薬剤の用法を順守するとともに、使用者の健康被害を避けるため、必要に応じマスク、ゴーグル、手袋等を着用のうえ実施すること。

① 消石灰

- ・地面の消毒や待ち受け消毒に用いられることが多く、比較的安価に入手できる。
- ・人体、動物体への付着に注意が必要。有機物の存在下でも消毒効果を期待でき、野鳥の糞便が消石灰散布部分へ落下した場合、消石灰粉末で糞便をコーティングし、病原体を拡散せずに消毒できることも示唆されているⁱⁱ。

ⁱⁱ 大久保 喜美，東條 秀徳：消石灰による「待ち受け消毒」効果の検証．鶏病研報 45-2，84-90（2009）

- ・使用方法の詳細は、国の対応技術マニュアルⅢ.3.3（3）を参照されたい。

② アルコール

- ・揮発する際の脱水作用によって消毒効果を発揮するため、速効性が高い。ただし、揮発するため持続性は低い。
- ・毒性が低く、手指消毒・機器消毒に広く用いられており、噴霧器等へ移し替えての使用が容易である。
- ・有機物の存在下では効果を発揮しない。

③ 塩素剤（次亜塩素酸 Na）

- ・低濃度でも高い消毒効果を示すが、人体や動物体には使用できない。
- ・金属腐食性があるため、金属製品への使用を避けるか、使用後の十分なすすぎ、水拭きを行う必要がある。
- ・気温の上昇や紫外線により効力が低下するため、持続性は低い。
- ・アルカリ性剤との相互作用で効果を失うため、例えば消石灰との併用に留意する。

④ 逆性石けん

- ・動物用医薬品として広く普及しており、毒性・刺激性が低く獣医療方面から畜産用まで広く利用されている。
- ・ぬめりが生じるため、使用方法・場所に留意する。

なお、明らかに他の原因による死亡である場合を除き、原則として回収地点の周囲の地面の消毒は実施する。消毒範囲は地形等を考慮して決定する。回収時に消毒が不可能であった場合でも、簡易検査の結果が A 型インフルエンザウイルス陽性であった場合には、回収地点の消毒をその日の内に速やかに実施する。

（2）観光客対応

具体的な対策例としては、以下が挙げられる。

なお、いずれの給餌場も観光利用がなされていることから、タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザ感染発生の有無にかかわらず、給餌受託者において、高病原性鳥インフルエンザ流行シーズンにおける適切な感染症対策をとられることが望ましい。

ア. 消毒マットの設置等、出入り口における対策

イ. 注意喚起看板の設置

ウ. 立ち入り禁止区域の明示

エ. チラシ・ポスターの作成及び設置

オ. 施設の一時閉鎖

※イ～エについては、多言語対応も積極的に検討する。

(3) 周知普及

給餌開始の見合わせや量の削減により、周辺農家等への個体移動が懸念される場合、周辺農家等において適正な飼料衛生管理を確実に実施し、タンチョウを始めとした野生生物の誘引防止に努められるよう、環境省は各市町村に対して農業関係者への注意喚起を依頼する。

なお、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況や高病原性鳥インフルエンザの基本情報は環境省 Web サイト

(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/) において公開されるため、各自治体においては当該サイトのリンクを各自治体の Web サイトに設置するなどし、住民に対する周知普及に努められたい。

4 高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）個体の取扱い

(1) 死体の場合

感染拡大防止の観点から最優先で早期回収に努める。回収にあたっては、国及び道の高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき、感染予防に留意して以下のとおり対応すること。

① 回収

原則、給餌受託者が回収し、必要に応じて傷病救護業務請負者、給餌人、釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で回収する。

② 検査

原則、傷病救護業務請負者が実施し、必要に応じ釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で実施する。

なお、続発等で全ての個体の検査が難しい場合は、回収した5羽のうち1羽のみ検査するなど検査対応体制等の持続可能性を考慮して実施する。

③ 回収後の対応

給餌場近隣に仮保管スペースを設置し一時保管、検査実施個体は一週間を目安に保存し一週間経過後に処分、その他の個体は随時処分する。ただし、剖検等の実施を目的として個体を釧路湿原野生生物保護センターへ搬入することは妨げない。

(2) 生体の場合

1 (1) ②に記載する行動が確認されるなど、高病原性鳥インフルエンザへの感染が疑われる個体が発見された場合には、感染拡大防止を目的として当該個体の捕獲及び給餌場からの隔離に努める。対応にあたっては、国及び道の高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づき、感染予防に留意して以下のとおり対応する。

なお、捕獲・隔離を行う対象は自力で動けない個体とし、自力で動ける個体は、他の個体や捕獲人員への感染拡大を防ぐため捕獲は行わず、監視を継続する。

① 捕獲

原則、傷病救護業務請負者が捕獲し、必要に応じて給餌受託者、給餌人、釧路総合振興局職員及び環境省職員が共同で捕獲する。

② 検査

実施者は(1)死体の場合と同様とする。

なお生体の検査は、遺伝子検査を優先して実施することとし、A型インフルエンザの早期検出に努める。

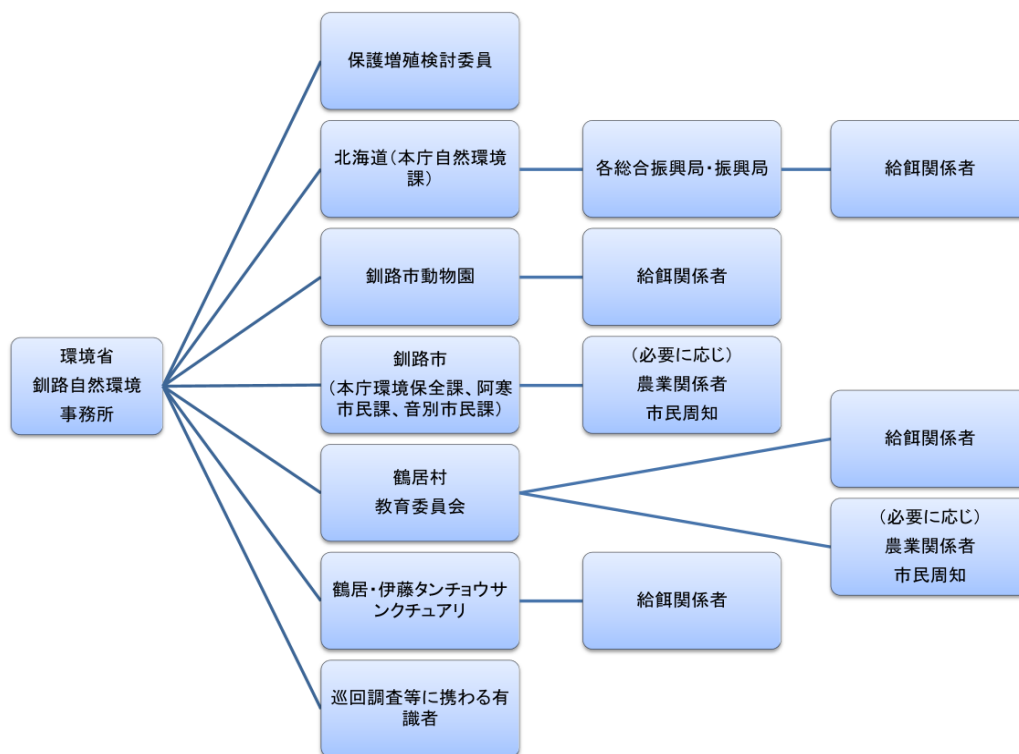
③ 捕獲後の対応

捕獲した個体は給餌場近隣に設置する仮保管スペースに隔離する。隔離後の取扱いは、個体の状態や現場の体制等に応じて個別に検討するものとし、個体のQOL等の確保が難しい場合等は「タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準(案)」に基づき安楽殺処分も可能とする。なお、収容後の対応の検討・判断のため、収容時の個体の状況・収容地点の様子、収容後の個体の状況について、できるだけ細かに記録として残す。

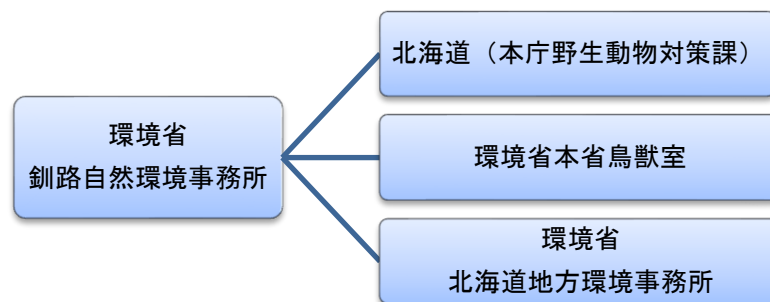
(3) 検査結果陽性判明時の初動対応

① 環境省からの関係者への連絡

環境省は、傷病救護したタンチョウのA型鳥インフルエンザ簡易検査の結果が陽性であった場合、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ(疑い)事例発生時における通常の連絡フローに加え、下記の連絡フローによりア. 収容日時、イ. 発見場所、ウ. 収容時の様子、エ. 検査日(結果判明日)、オ. 検査結果、カ. 野鳥重点監視区域を関係者へ速報する。なお、状況に応じ情報を分けて連絡する場合がある。



(以下参考：野鳥の高病原性鳥インフルエンザ（疑い）事例発生時における通常の連絡フロー)



② 野鳥監視重点区域内における調査の実施

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下、「対応技術マニュアル」という。）に基づき関係団体等の協力も得ながら、野鳥監視重点区域内における調査等を実施する。

なお、必要に応じ、環境省から民間団体へ埒の調査（とりわけ朝の埒立ちの際の異常個体の有無チェック）を依頼する。

(4) 感染（疑い）死体の処分方法

給餌受託者は、給餌場内で高病原性鳥インフルエンザ感染（疑い）死亡個体が発生した場合、国の対応技術マニュアル（Ⅱ.3.5 及びⅢ.3.3）を参照の上、ウイルスの逸出防止措置や作業員へのウイルス感染リスクの低減措置を確実に実施した上で、当該個体を適切に処分する。感染（疑い）個体は、基本的には一般廃棄物として焼却処分することが想定されるが、事前に持ち込み先との十分な調整を図ること。

(5) 対策資材について

個体の回収対応等にあたり、必要となる資材の例は下記のとおり。

- ・ 防護服
- ・ 防護キャップ
- ・ 手袋(2重に履けるもの)
- ・ 防護マスク(あるいは2重にした不織布マスク)
- ・ 防護メガネ(フェイスシールド)
- ・ 長靴
- ・ シューズカバー
- ・ ガムテープ(手袋と防護服の隙間をふさぐため)
- ・ 個体を収容する袋(4斗袋、米袋等)
- ・ エタノール（主に手指、機材消毒用）
- ・ 消石灰（主に環境消毒用）
- ・ 噴霧器、じょうろ（蓮の実付）等、薬剤を散布する道具（ハンディ型、背負い型、手押し型及び動力型など必要に応じて）
- ・ ゴミ袋
- ・ ブルーシート

5 各種問合せ対応

タンチョウにおける高病原性鳥インフルエンザの発生情報は、他の野鳥の事例と同様に対応技術マニュアルに基づき環境省及び北海道が公表する。自治体及び関係団体・個人は、公表内容以上の事実に係る問合せについて、情報の錯綜や誤情報の流布を防ぐため、環境省を対応窓口としている旨の回答を基本とする。ただし、各行政機関の職分に関わる内容である場合にはこの限りとししない。また、細かな地域事情や専

門的知見を要する問い合わせについては、環境省から質問者に対し関係機関を紹介する場合がある。

6 情報共有体制について

タンチョウにおいて高病原性鳥インフルエンザ感染個体が確認された場合には、養鶏場等畜産関係機関含む関係者間の情報共有を速やかに行うこととし、その方法は電子メールを基本とする。

7 本方針の見直し

タンチョウの生息・給餌環境やウイルスの性質、保護収容施設の受入態勢等は絶えず変化するものと認識し、本方針は時節の状況に見合った内容へ都度更新すること。

(別紙 1)

給餌場内におけるモニタリング結果表

調査日時		年 月 日 時 分～ 時 分				
記録者					天候	
	確認時刻	種名	足環No	個体数	状況	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
備考		特に夕方の残り個体の状況監視に留意すること。				

令和6年 月 日
釧路自然環境事務所
野生生物課

タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準等について（案）

タンチョウは縄張り意識が強く、傷病収容したタンチョウの飼育には個体ごとに一定の面積を確保した収容スペースが必要である。

保護収容したタンチョウは、釧路湿原野生生物保護センター（以下、WLC という。）で初期治療した後、釧路市動物園（以下、動物園という。）で受け入れ、継続的治療や野外復帰のためのリハビリを行っているが、動物園のタンチョウの収容施設は過年度に保護収容されたリハビリ个体や野生復帰の難しい終生飼養个体でここ数年ほぼ満床状態が続いている。また、高病原性鳥インフルエンザ（以下、鳥フルという。）の国内発生時には、動物園の鳥フル対策方針として、園内飼育動物への感染予防のため、全ての傷病個体の受入れは行わないこととしていることもあり、年間を通じて動物園で新たなタンチョウの傷病個体を収容することは難しい状況にある。

また WLC は、一義的にはシマフクロウ、オジロワシ、オオワシなど希少猛禽類の収容治療・リハビリを行う施設であるが、タンチョウについても動物園に収容するスペースがない場合には初期治療後一時的に受入れを行っている。一方で、WLC の収容施設にも限りがあり、現状でも終生飼養となったオジロワシ・オオワシを 30 羽以上収容していること、施設の目的である希少猛禽類の保護収容が優先されることから、タンチョウを収容するスペースは最大でも 2 羽であり、WLC における新たなタンチョウの収容も厳しい状況にある。

以上から、動物園および WLC における新たなタンチョウの保護収容が難しい状況を鑑みて、保護収容にあたっては野生復帰の可能性、保護収容後の個体の飼育環境を含む QOL 等を総合的に勘案して、収容・受入れの是非を確認・判断していく必要があり、場合によっては殺処分を実施せざるを得ない状況も十二分に想定される。

このため、タンチョウの保護収容に際して、安楽殺を実施せざるを得ない状況時に備え、安楽殺の処分実施の判断基準として本基準を定めるものである。なお、本基準の運用に当たっては、安易に殺処分が実施されることのないよう慎重に取扱うこととする。

※判断の結果に応じ、文化財保護法上の手続きに遺漏が無いよう適切な事後処理を行う。殺処分を実施した場合等、自治体から文化庁長官へ届出が必要な事案が発生した際には、環境省から当該自治体に対し速やかに連絡するとともに、届出に必要な情報を提供する。上記連絡を受けた自治体は、当該事案の発生状況に応じ文化財保護法第 33 条もしくは第 125 条第 1 項の但し書きの規定により、必要な届出を行う。

タンチョウ収容個体の取扱いに係る判断基準（案）

本判断基準は、平成 30 年 5 月の種の保存法改正通知に記載の施行規則第 50 条第 1 項第 1 号（国等に関する協議の適用除外行為の追加）の解説の趣旨、要件を踏まえ、タンチョウにおける運用を想定し整理したものである。以下の基準をすべて満たす場合にはやむを得ないものとして当該個体の殺処分を実施する。

1. 行為主体

行為主体は、その適切性・公益性を担保する観点から環境省とし、安楽殺の実施判断は、精神的負担の分散のため環境省職員及び関係する複数の獣医師の同意によるものとする。

2. 対象個体の由来及び分類群

殺傷の対象となる種はタンチョウとし、傷病個体救護の目的で捕獲されたものであること。

3. 個体の福祉の保持の困難性

獣医師が行う個体の予後の推定により、個体の QOL 等の保持が困難であると見込まれる場合であること。

4. 放野の困難性

個体の以下の状態について、獣医師等の専門家の知見を踏まえて放野困難と判断される場合であること。

- ・個体の身体的・行動的な状態（運動能力、視覚・聴覚・嗅覚、採餌能力、被毛・羽毛の状態、警戒心、他個体に対する認識能が十分か否か）
- ・科学的・社会的な状況（放鳥した場合に幼鳥 1 羽になってしまう場合など、個体にとって適切な生息環境・季節か否か、感染症リスクがあるか否か、地域住民及び関係者理解が得られるか等）

5. 繁殖、学術研究等の目的での飼育の困難性

以下いずれかの理由による場合。

- ・費用的・技術的な観点等から有効活用が非常に困難な場合。
- ・他に同様の個体が多数存在する等、当該個体を活用する必要性が低い場合。
- ・種の保存に資する目的での繁殖・学術研究・普及啓発等による活用の申し出がなく、個体の有効活用が困難な場合。
- ・新たな傷病個体の受入れが困難とされ収容可能な施設が無いと確認された場合
- ・当該個体が重篤な感染症に罹患していることが認められるなど、個体の移動が当該感染症等の拡大リスクを生じさせる場合。

6. その他

対象個体にできる限り苦痛を与えない方法により、殺処分が実施されること。

令和 4、5 年度 ドローンを用いた道北・道央におけるタンチョウ繁殖状況調査

1. 目的及び結果概要

道北および道央におけるタンチョウの繁殖状況および生息状況の把握を目的として、ドローンを活用した繁殖状況調査、ヒアリング調査を実施したもの。

令和 4、5 年度の繁殖期の道北・道央における確認つがい数はそれぞれ計 24、24 ペア、ヒナ数は 11、10 となった。また、確認個体の総数は 64、68 羽となった。

※令和 3 年度の道北・道央における確認つがい数は、22 ペア、ヒナ数は 10、確認個体の総数は 59 羽。

2. 事業内容

(1) 道北地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

タンチョウの繁殖が確認されている稚内市、豊富町、幌延町、浜頓別町、猿払村、枝幸町を対象にドローンによる繁殖状況調査を一般社団法人タンチョウ研究所および NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワークの請負業務として実施した。

調査は、ドローンによる確認と補完のためのヒアリング調査を合わせて実施し、道北地域のタンチョウの繁殖状況把握に努めた。同調査の結果、令和 4、5 年度の確認つがい数はそれぞれ 19、17、確認ヒナ数は 8、2 となった。詳細は、表 1 のとおり。

表 1：令和 4、5 年度の道北地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数		確認ヒナ数	
	R4	R5	R4	R5
稚内市	1	1	0	0
豊富町	10	6	3	1
幌延町	1	5	1	0
浜頓別町	3	3	2	不明
猿払村	3	2	2	1
枝幸町	1	0	0	0
合 計	19	17	8	2

※上述の確認つがい数は、把握できた最大数であり重複カウントしている可能性がある。

なお、繁殖つがいのほか、「2 羽が一緒に行動していた場合」もつがいとみなした。

※市町村は、巢または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※ヒナは飛翔間近もしくは飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。



調査写真（豊富町 令和 4 年 8 月撮影）

(2) 道央地域におけるタンチョウの繁殖状況調査

ドローンによる調査は効率化や従来にはない視点からの知見取得などの効果がある。特に人が容易に入れない湿原奥地の繁殖状況を確認できるなど有効である。また、ドローン調査にともなうタンチョウの生息への配慮事項、精度・効率向上に向けた技術的知見の集積も行い、ドローン調査とヒアリング調査を組み合わせることで一定の精度を担保する手法が確立され、2カ年の道央地域のタンチョウ繁殖状況把握にも成功している。

今回、これらのドローンを用いた繁殖状況調査の結果と補完のためのヒアリング調査等の情報を集約し、道央地域のタンチョウの繁殖状況の把握に努めた。

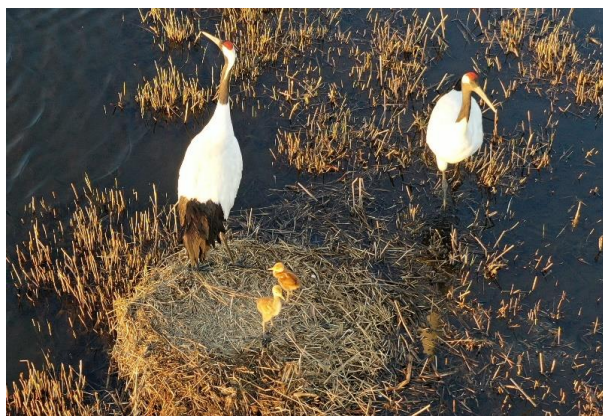
結果、令和4、5年度道央全体での確認つがい数は5、7、うち繁殖成功つがい数は2、6、確認ヒナ数は2、8となった。

表2：令和4、5年度の道央地域におけるタンチョウ繁殖状況調査結果

	確認つがい数		確認ヒナ数	
	R4	R5	R4	R5
長沼町	1	1	1	1
北広島市・恵庭市	0	1	0	0
千歳市	1	1	2	2
苫小牧市	1	2	0	2
厚真町	0	0	0	0
えりも町	1	1	0	2
むかわ町	1	1	0	1
合 計	5	7	3	8

※市町村は、巣または春から秋にかけて主に確認された市町村を記載している。

※飛翔確認出来るまで成長したヒナを計数している。



調査写真（苫小牧市 令和4年5月撮影）

令和4年度 道央地域におけるタンチョウ越冬状況調査

1. 目 的

道央域におけるタンチョウの越冬個体数と利用環境も含む越冬状況を網羅的に把握する目的で令和3年度に続き、道央地域で繁殖期に確認されたタンチョウのペア及び繁殖ペアの子どもを軸とする確認個体を対象として、越冬状況調査を実施したものの。

2. 事業内容

道央地域のうちタンチョウの越冬の可能性のある苫小牧市、千歳市、長沼町、安平町、厚真町、むかわ町、平取町、日高町および新冠町において、タンチョウの越冬個体に係る目撃情報を有識者や関係行政機関・団体から収集しつつ、12月から3月まで、目視で行った。越冬個体数・越冬状況を把握するための越冬状況調査を一般社団法人タンチョウ研究所の請負業務として実施した。

結果は、厳冬期の1,2月ともに16羽（うち幼鳥1羽）と昨年度と同数を確認し、道央地域で繁殖している個体は、えりも町のつがい以外は概ね道央地域で越冬していることが確認できた。

越冬場所は、積雪前は収穫後の水田やデントコーン畑等の農地、積雪後は堆肥や飼料置き場で確認された。

表1 2022/2023年 1・2月の目撃場所と確認個体数（カッコ内の数は幼鳥）

	苫小牧市	日高町①	日高町②	新冠町	合計
2022年1月	2(0)	5(2)	6(1)	3(1)	16(4)
2022年2月	2(0)	5(2)	6(1)	3(1)	16(4)
2023年1月	2(0)	4(0)	8(1)	2(0)	16(1)
2023年2月	2(0)	4(0)	8(1)	2(0)	16(1)

※日高町①は緑町、②は豊郷、清島



令和4年度 道央におけるタンチョウ標識調査手法・体制検討業務

1. 目 的

道央地域のタンチョウへの標識装着により、個体の行動圏把握から分散メカニズム解明の端緒を開くため、道央地域の自然環境及び社会環境に応じたタンチョウ標識調査の手法及び体制構築に向けた検討を行なうことを目的としている。

2. 事業内容

1) 厚真町・むかわ町におけるタンチョウの繁殖状況の整理・可視化マップ作成

厚真町・むかわ町における過年度のタンチョウの繁殖状況にかかる情報をとりまとめ、可視化マップとして作成した。可視化マップは、各年度の営巣箇所や主な育雛箇所を、航空写真・白地図上に状況写真やタンチョウの動きなども含めて整理した。

2) ワークショップの開催

可視化マップを基に厚真町・むかわ町におけるタンチョウの標 識調査手法・体制の検討に向けた意見交換を関係機関・団体と行うためのワークショップをむかわ町で開催した。



ワークショップの様子

令和4（2022）年度タンチョウ保護増殖事業報告

釧路市動物園

1. 令和4（2022）年度飼育増殖・保護生存個体（令和5（2023）年3月31日現在35羽（♂22♀17：赤字は野生由来）、各表のカッコの数字は孵化年（含推定）

動物園保護増殖センター 5羽（♂4♀2）

ケージ	♂	♀
No. 2B	コウ(13or14)	アミ(16)
No. 3	アオイ(21)	
No. 4	クラノサ(＜16)	
No. 7	オ19(05) †	エムタツ(02)

動物園治療棟 1羽（♂1）

	♂	♀
No. 5	221115(22)	
No. 6		

動物園ツル舎 6羽（♂6）

	♂	♀
No. 1	190804(18)	
No. 2	ウミ(22)	
No. 3	181101(18)	
No. 4	319(17)	
No. 5	191105(17)	
No. 6	モモ(17)	

阿寒国際ツルセンター 7羽

ケージ	♂	♀
マナヅル横		ヒナタ(22)
東		ムック(02)
西	アサヒ(90)	ソラ(＜05) *
南西		ルビー(20)
南中	タカオ(18)	
南東		ピコ(15)

♂ 2羽

♀ 5羽

丹頂鶴自然公園 20羽

ケージ	♂	♀	幼
No. 1	ケマ(95)	ノノカ(95?) *	
No. 2-1	タウ(95)	ドウエムコ(10)	
No. 2-2	タカアキ(99)	カイツ(86)	
No. 3-1			
No. 3-2	クー(14)	タカミ(15)	
No. 4-1			
No. 4-2	エク(10) †		
No. 5	コウタ(16)	ショウ子(94)	
No. 6	オ16(05) *	エムコ(93)	
No. 7	中チャンベツ(04)	ノギク(13?) *	
No. 8-1		ウタ(22)	
8-2		キク(22)	
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
隔離1		ナナツ(13)	
隔離2	ドウム(20)		

♂ 9羽

♀ 10羽

* 野生飛び込み個体

† 卵で保護

‡ 飼育生まれ、放野後、保護収容

繁殖貸与個体

施設	♂	♀
台北市立動物園	ビッグ (02)	キカ (05)
札幌市円山動物園	十兵衛 (98)	
旭川市旭山動物園	コウセイ (<15)	

2. 繁殖実績等

- 1) 飼育個体産卵数： 17 個
- 2) 飼育個体産卵関与雌数： 11 羽 (10 つがいと単独♀ 1 羽)
- 3) 飼育個体有精卵数： 6 個 (2 つがい)
- 4) 孵化数： 6 羽 (3/31 時点現存 4 羽：ふ化直後死亡 1、放鳥前死亡 1)

3. 保護実績

標本管理業務報告書参照のこと

4. 阿寒における保護事業

- 1) タンチョウ給餌事業 (令和 4 (2022) 年 11 月 15 日～令和 5 (2023) 年 3 月 12 日)
 - ・ トウモロコシ給餌量：3,238kg
 - ・ 11 月 1 日より飛来数に応じてトウモロコシ 3-45 kg を早朝に給餌した。1 日の最大飛来数は 147 羽 (2 月 7 日) で、給餌期間中の日最大飛来数の合計は 9,441 羽で、昨年より 12% 増加した (昨年は 8,272 羽)。
- 2) ねぐら監視事業
 - ・ 期間：令和 4 (2022) 年 12 月 1 日～令和 5 (2023) 年 3 月 12 日
 - ・ 内容：釧路市教育委員会から釧路市タンチョウ鶴愛護会へ委託し、監視人が毎朝、ねぐら河川を巡視し、ねぐらの利用状況を確認するとともに、ねぐらに近づくカメラマン等に注意をした。今年は特に異常は確認されなかった

5. 高病原性鳥インフルエンザ予防への対応

- 1) 釧路市動物園の高病原性鳥インフルエンザ予防マニュアルに基づき対応した。施設出入り口では消石灰の踏込槽を設置し、防除を行った。
- 2) 釧路市丹頂鶴自然公園内において、2022 年 4 月に回収されたハシブトガラス 1 羽から H5N1 亜型 HPAI ウイルスが検出されたため、野鳥監視重点区域設定中は当該施設を臨時休園とし、消毒の徹底、管理施設間での職員の往来を中止するなどの措置をとった。

6. 調査研究

1) 放鳥タンチョウの追跡調査を行っている

令和5（2022）年3月時点で生存中と見られる個体の状況

標識番号	飼育/保護	性別	生年	放鳥年	現在の状況
K07	飼育	♂	2004	2005	K09とつがい。ヒナ2羽（現存1）
K08	飼育	♂	2004	2005	つがい
K09	飼育	♀	2004	2005	K07とつがい。
O82	飼育	♀	2008	2009	つがい。
142	飼育	♂	2010	2011	つがい。ヒナ1羽
147	飼育	♀	2011	2011	つがい。
234	飼育	♂	2014	2014	つがい。ヒナ1羽ふ化
260	飼育	♂	2015	2015	つがい。
293	飼育	♀	2017	2017	つがい。ヒナ1羽
K15	保護	♀	2002	2005	つがい。
130	保護	♀	-	2010	つがい。繁殖失敗
184	保護	♀	2012	2012	つがい。ヒナ1羽
185	保護	♀	2012	2012	つがい。
366	保護	U		2020	つがい。鶴居で越冬
431	保護	U		2022	単独
446	保護	U		2022	単独

2) 保管している試料を活用して、日本大学、長崎大学、酪農学園大学、帯広畜産大学と共同研究を行っている。また、国立環境研究所に試料を提供している。

3) 北海道が実施するタンチョウ越冬分布調査の釧路市分取りまとめやNPO法人タンチョウ保護研究グループが行う各種調査への参加協力を行っている。

7. 教育普及

- 1) 丹頂鶴自然公園および阿寒国際ツルセンターにて、ガイドおよび講座等イベント開催を実施した
- 2) 傷病鳥の展示を釧路市動物園で行い、野生タンチョウの現状や傷病保護に関するガイド、SNSによる発信、依頼講演などを行った。

令和5年度タンチョウ保護増殖事業計画

釧路市動物園

1. 飼育増殖事業

- ・ 北海道個体群の生息域外保全の拠点として、創設飼育群の設立と維持を目指して、今後繁殖率の向上やペアの組み換えなども考慮し、遺伝的多様性の保たれた繁殖つがいの形成に努力する。

2. 保護収容事業

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ予防については、基本的に消石灰散布、消毒槽設置と動線を分ける等の対応により実施予定。発生時の対応マニュアルについては再検討中。
- ・ 阿寒給餌場におけるタンチョウの鳥インフルエンザ発生時の対応について、環境省 WG を基に調整中
- ・ 治療を要する傷病個体については、可能な限り動物園において治療し、野外復帰可能な個体は放鳥を検討。しかし、復帰不能な個体や野外での生育に適さない個体は動物園や丹頂鶴自然公園等にて飼育し、繁殖をめざす。
- ・ 飼育ケージには十分な余裕がなく、治療施設も不足しており、傷病個体をすべて受け入れることはできない状況になっており、重篤な個体が搬入されることが多い。
- ・ 骨折による義足のツルの増加など、長期飼育となっている個体が増加している。
- ・ 地方自治体単独での保護収容事業継続は困難であり、国で施設整備・管理を図るよう要望している。

3. 越冬地（阿寒）における給餌および監視事業

- 1) 給餌 令和5年11月15日～令和5年3月12日に実施予定。
- 2) 監視 令和5年12月1日～令和5年3月12日に実施予定

4. 調査研究事業

- 1) 放鳥タンチョウの追跡調査
- 2) 保管している試料を利用して、大学等と共同研究を行う。また、依頼に応じて、大学等研究機関に提供する
- 3) 各種調査への参加協力

5. 教育普及事業

- ・ 動物園、ツル公園、ツルセンターにおいて、また外部を含めガイド、展示、講演、講座等の教育普及活動を行う。

タンチョウ保護収容状況調査の結果について

釧路市動物園 飯間裕子

1. 背景

タンチョウの保護収容数は年々増加しており、釧路市動物園のレスキューの現場も様々な意味で厳しい状況が続いている。そこで、少しでも事故を減らすため、今後の事故防止対策や普及啓発に役立てようと、まずは保護収容理由に関する調査を行った。なお、本調査は釧路市動物園と環境省釧路自然環境事務所の共同研究として実施した。

2. 結果（抜粋；詳細は別添ポスター参照のこと）

近年の保護収容理由に焦点をあてると、2020～2022 年の 3 年間は全 131 羽のうち 55 羽（42%）が交通事故によるもので、以前に比べても著しく増加していることが判明した。逆に、多かった電線衝突は減少しており、衝突防止マーカ―設置のこう奏効などが示唆された。

交通事故の発生地点は、標茶町、鶴居村に加えて別海町・浜中町、十勝の豊頃町・大樹町での発生が目立つが、すでに道北・豊富町やオホーツク・湧別町でも 1 件の発生が確認された。

3. 考察（交通事故のみ抜粋）

近年、急増しているタンチョウの交通事故は、タンチョウが道路を横断中に発生している。現在、ほぼすべてのタンチョウの生活圏に道路があり、日常的に道路を横断していると考えられる。タンチョウが密に生息している地域での発生が目立つが、タンチョウの生息地であれば、交通事故はどこでも発生する可能性が高い。

タンチョウの交通事故は、ドライバーが「道路にいるタンチョウが飛んで逃げないこと」を知っていれば、防げる可能性がある。釧路市動物園では様々な取り組みを行っているが、発生件数は右肩上がりであり、より効果的な対策が求められている。タンチョウの分散は今後も急速に進むと考えられることから、現在交通事故が多発している釧路根室管内だけでなく、今後分散が進む道北・道央も含めて、北海道全域で大々的に事故防止に取り組む必要がある。

4. 今後の展望

今後、交通事故はタンチョウ保護収容理由の大きな部分を占めることになるかと予測する。事故発生状況について、さらに詳細な分析を進めたい。

また、交通事故防止のためにはドライバーへの普及啓発が最重要であり、釧路市動物園としてもよりいっそう普及啓発の取り組みを進めたいと思っているので、ぜひ皆さまにも協力をお願いしたい。



北海道に生息するタンチョウの保護収容理由の変化

Analyzing the causes of accidents involving red-crowned cranes (*Grus japonensis*) in Hokkaido, Japan

○中野太我¹⁾、飯間裕子²⁾ 1)環境省釧路自然環境事務所 2)釧路市動物園 ○Taiga Nakano¹⁾ , Hiroko Ima²⁾ 1) Kushiro Nature Conservation Office, Ministry of the Environment, 2) Kushiro Zoo

●背景

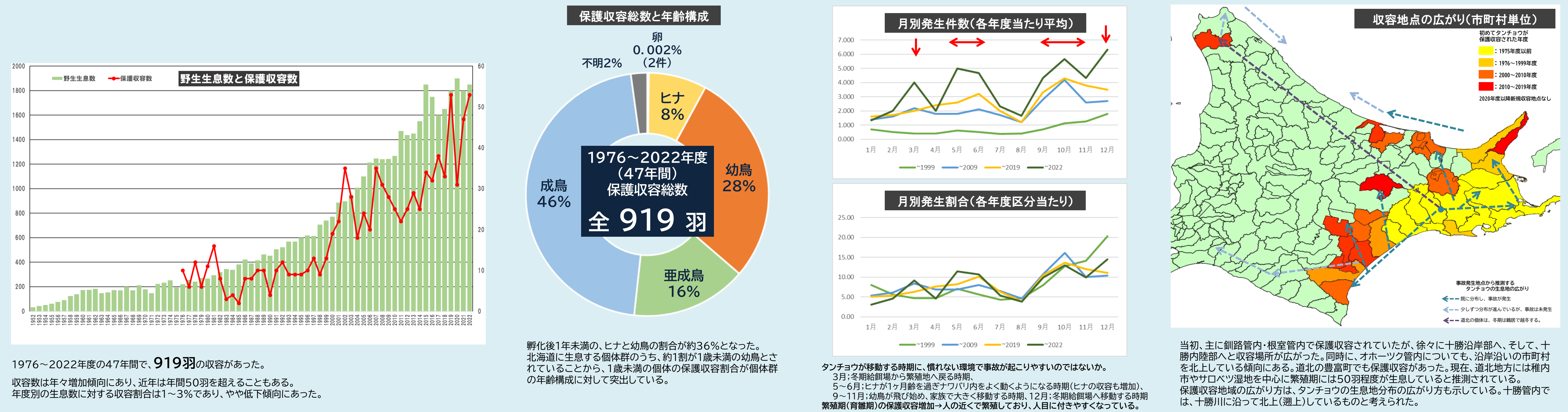
北海道に生息するタンチョウは絶滅の危機を脱し、2023年2月現在、道東を中心に1850羽が生息している。生息数が増え、酪農家など人の近くで生活するようになったタンチョウたちが事故に会い生体もしくは死体で保護収容されるケースは年々増加しており、保護収容理由にも変化が生じている。今後の事故防止対策や普及啓発に役立てるため、タンチョウの保護収容状況を分析した。

本調査は、釧路市動物園と環境省釧路自然環境事務所が共同で実施しています。

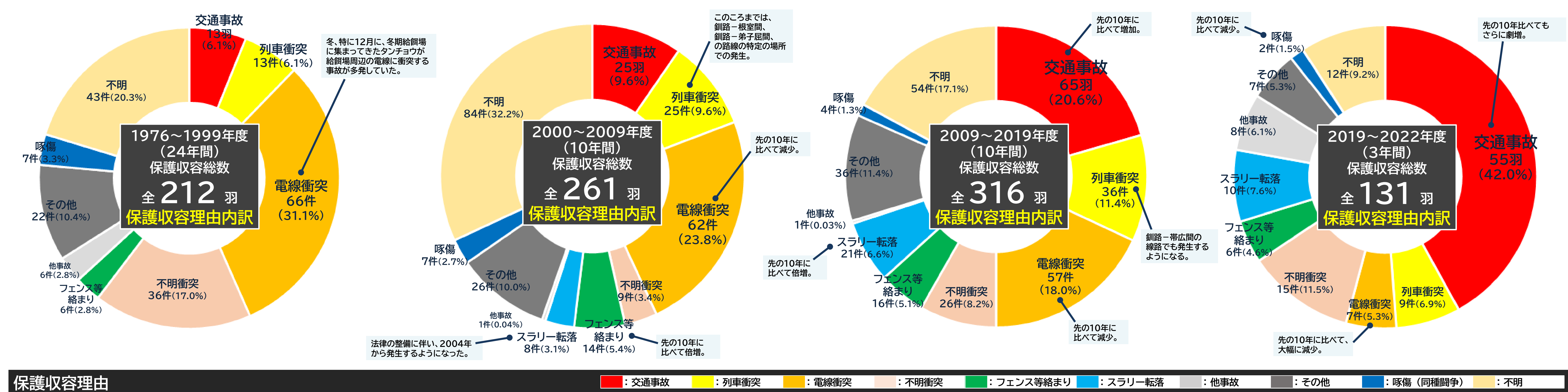
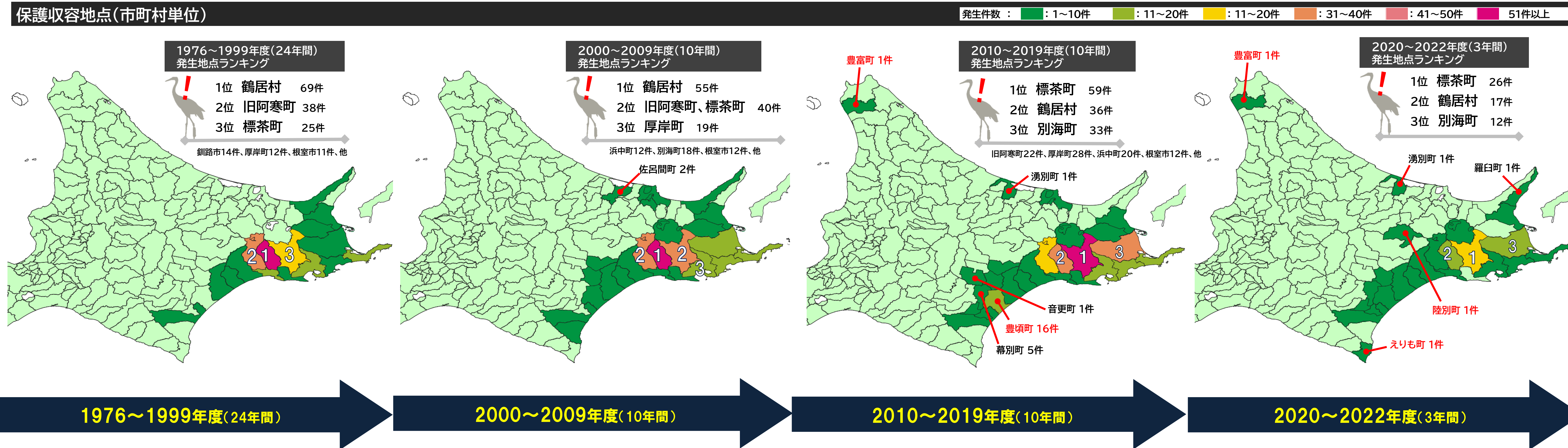
●材料・方法

釧路市動物園のタンチョウの保護収容記録（1976～1999年度）ならびに環境省釧路自然環境事務所のタンチョウの保護収容記録（2000～2022年度）を使用した。記録を、1976～1999年度（24年間）、2000～2009年度（10年間）、2010～2019年度（10年間）、2020～2022年度（3年間）の4つの区分に分け、保護収容理由の内訳や収容場所などの保護収容状況についての分析を行った。保護収容理由は、交通事故、列車事故、電線衝突、不明衝突、フェンス等絡まり、スラリ転落、他事故、啄傷（同種闘争）、その他、不明に分類した。

●結果・考察



保護収容地点(市町村単位)



保護収容理由

交通事故, 列車衝突, 電線衝突, 不明衝突, フェンス等絡まり, スラリ転落, 他事故, その他, 啄傷(同種闘争), 不明

Pick UP!

電線衝突

- ・1999年度以前、タンチョウの保護収容原因の電線衝突事故が約3割を占めており、電線衝突は、タンチョウの最も多い保護収容理由であった。
- ・1960年代に生息数が増えなかった背景として、繁殖したヒナと同じ数だけ電線衝突事故が発生していたことが挙げられる。
- ・冬期給餌場に飛来したタンチョウが、給餌場周辺の電線に衝突する事故が多発していた。
- ・2000年以前は、給餌場周辺での電線衝突により、12月に保護収容数(割合)のピークがあった。



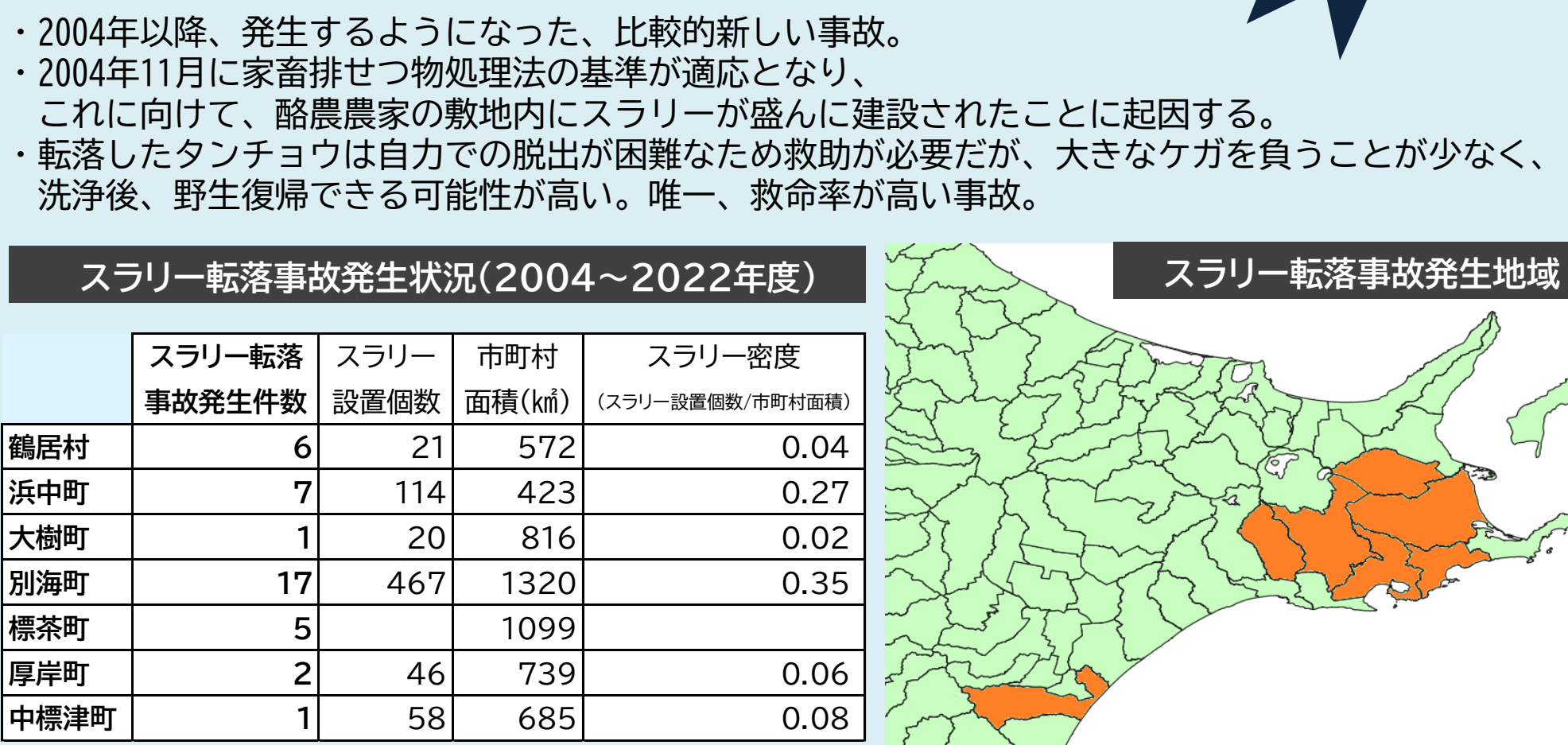
野鳥の生息地では、事業者さんによって鳥たちが電線にぶつからないように、電線に黄色いマーカーが付けられています。

電線衝突防止マーカー 再現展示(釧路市動物園)

- ・近年、電線衝突事故は減少傾向にある。とりわけ、12月に冬期給餌場での事故が減少している。
- ・電線衝突事故の発生地点には、電力会社により衝突防止用マーカーが設置されている。衝突防止用マーカーの設置が、近年の電線衝突事故減少に寄与しているものと推測された。
- ・しかし、生息地は年々拡大していることから、衝突防止用マーカーの設置を今後も広げていく必要があると考えられる。

Pick UP!

スラリ転落



- ・発生地域は、主に釧路管内と根室管内に局限している。
- ・スラリ設置個数の多く、スラリ密度の高い別海町での発生が多い。
- ・釧路・根室管内のスラリは、露天式(ラグーンやスタア)が多く設置されており、タンチョウが飛んで入ることができる。一方、十勝管内のスラリは、バイオガスプラント等、屋内施設である場合が多く、そもそもタンチョウの侵入が不可能なため、事故の発生が少ないと考えられた。
- ・近年では、整備作業中の死亡事故(人)が発生したことから、タンチョウが転落してもスラリ内へ入って救助ができない状況にある。
- ・露天式スラリにタンチョウが飛び込まないための対策を講じる必要がある。

Pick UP!

交通事故



●まとめ

今回の共同研究により、北海道におけるタンチョウの保護収容状況(事故発生状況)について、具体的に示された。残念ながら、タンチョウの保護収容数は増加傾向にある。しかし、生息数に対して収容数の占める割合はわずかに低下傾向がみられ、軽度傷病個体の野外見守りからの行方不明など、潜在的に事故の存在が見逃されている可能性も憂慮された。タンチョウの保護収容状況は、野生の生息状況を示す重要な指標ともなり得ることから、今後ともなるべく詳細なデータ収集に努め、さらに詳しく分析を進めていかなければならない。農業被害などの人とのあつれきも見てきていることから、この先のタンチョウとの共生についても考えなければならない。また、今後、道東の事故多発地帯だけでなく、この先さらに分散が進んであろう道北や道央においても、特に交通事故を中心に事故対策を進める必要がある。

北海道に生息するタンチョウの交通事故防止のために

For the traffic accidents prevention of red-crowned cranes (Grus japonensis) in Hokkaido, Japan

○飯間裕子¹⁾、中野太我²⁾ 1) 釧路市動物園、2) 環境省釧路自然環境事務所 ○Hiroko lima²⁾、Taiga Nakano¹⁾ 1) Kushiro Zoo、2) Kushiro Nature Conservation Office, Ministry of the Environment

●背景

近年、北海道に生息するタンチョウにおいて、交通事故の増加している。2020～2022年度（3年間）には42%（収容全131件中55件）を交通事故が占めた。外見上は外傷がないように見えても、骨盤骨折や脊椎損傷により起立不能に陥っているケースが多い。近年はハンモックを使用した療養とリハビリで自立歩行可能まで回復する個体も出せるようになってきたものの、概ね予後は悪い。事故発生防止が重要であることから、交通事故発生状況を分析した。

本調査は、釧路市動物園と環境省釧路自然環境事務所が共同で実施しています。

●材料・方法

釧路市動物園のタンチョウの保護収容記録（1976～1999年度）ならびに環境省釧路自然環境事務所のタンチョウの保護収容記録（2000～2022年度）を使用した。一部、1976～1999年度（24年間）、2000～2009年度（10年間）、2010～2019年度（10年間）、2020～2022年度（3年間）の4区分に分けて分析した。発生地点は、主に2000年以降の発生状況を分析した。なお、発生地点は市町村合併前の旧市町村で区分した。また近年、釧路市動物園が行っているタンチョウの交通事故防止への取り組みを紹介する。

年齢区分	特徴	およその年齢
ヒナ	孵化して、飛べるようになるまで（飛翔不能）	孵化から100日齢未満
幼鳥	飛翔可能となってから、孵化後1年未満（飛翔可能）	100日齢から孵化後1年未満（孵化翌年4月まで）
亜成鳥	風切および雨覆の先端に黒斑のあるもの 初回の換羽を迎えていない若い個体 ※初回換羽は1歳夏、2歳夏もしくは3歳夏と、個体差がある。	孵化後1年（孵化翌年5月）から最長3歳夏まで
成鳥	初回の換羽を終え、風切および雨覆の先端が白色のもの ※初回換羽以降、外見的な年齢判定は不可能	概ね3歳以降

●なぜ、タンチョウの交通事故は起こるのか？

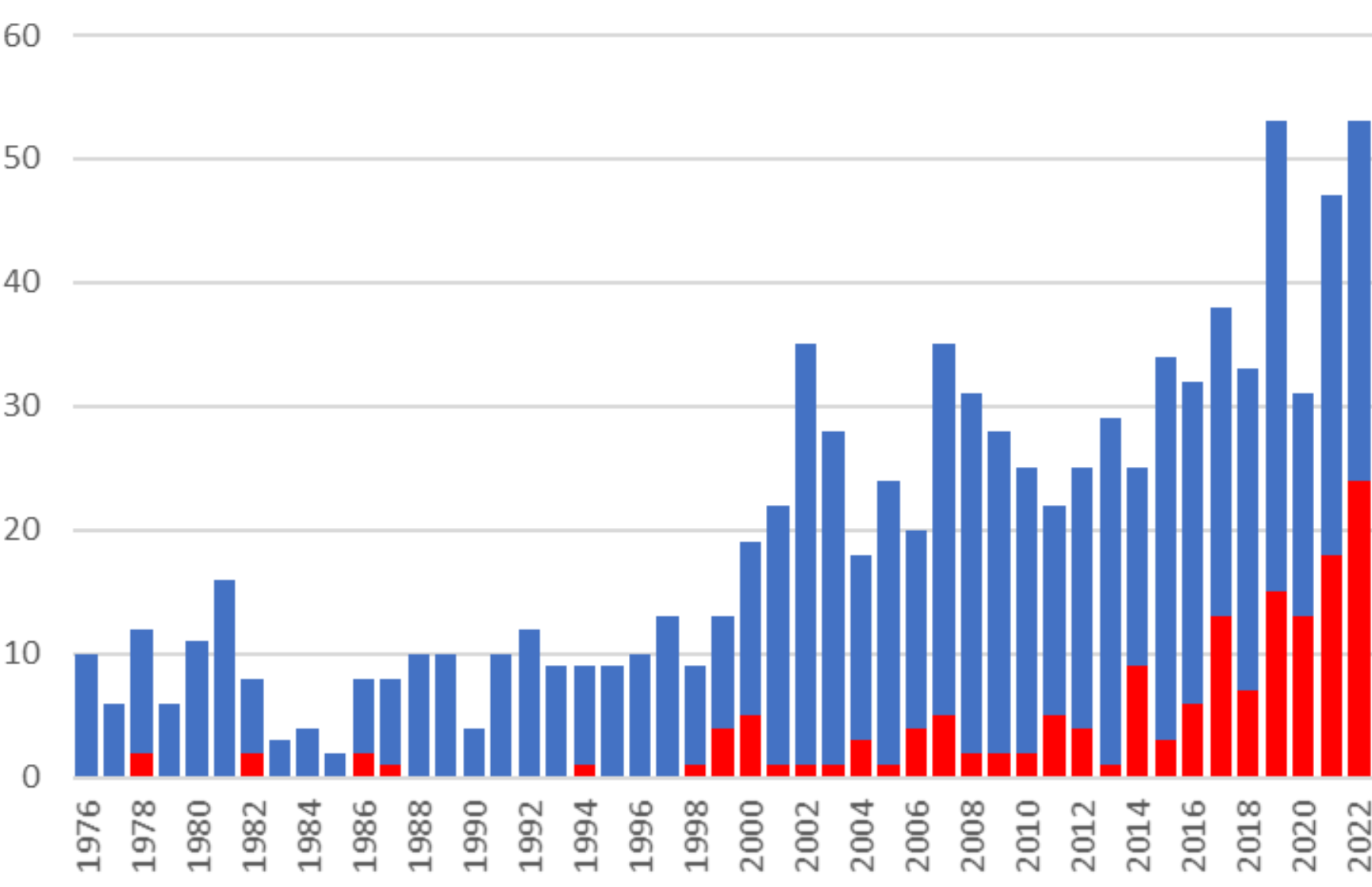


タンチョウの交通事故は、タンチョウが道路を横断中に車と接触することで発生する。まれに道路を横切って低空飛行した際に、車に接触することもあるようだ。

近年、多くのタンチョウが酪農家の敷地をなわばりに暮らしている。酪農家付近には必ず道路が存在し、タンチョウは日常的に道路を横断している。北海道に生息している全てのタンチョウが交通事故にあう可能性があり、生息地であればどこでも発生する可能性がある。

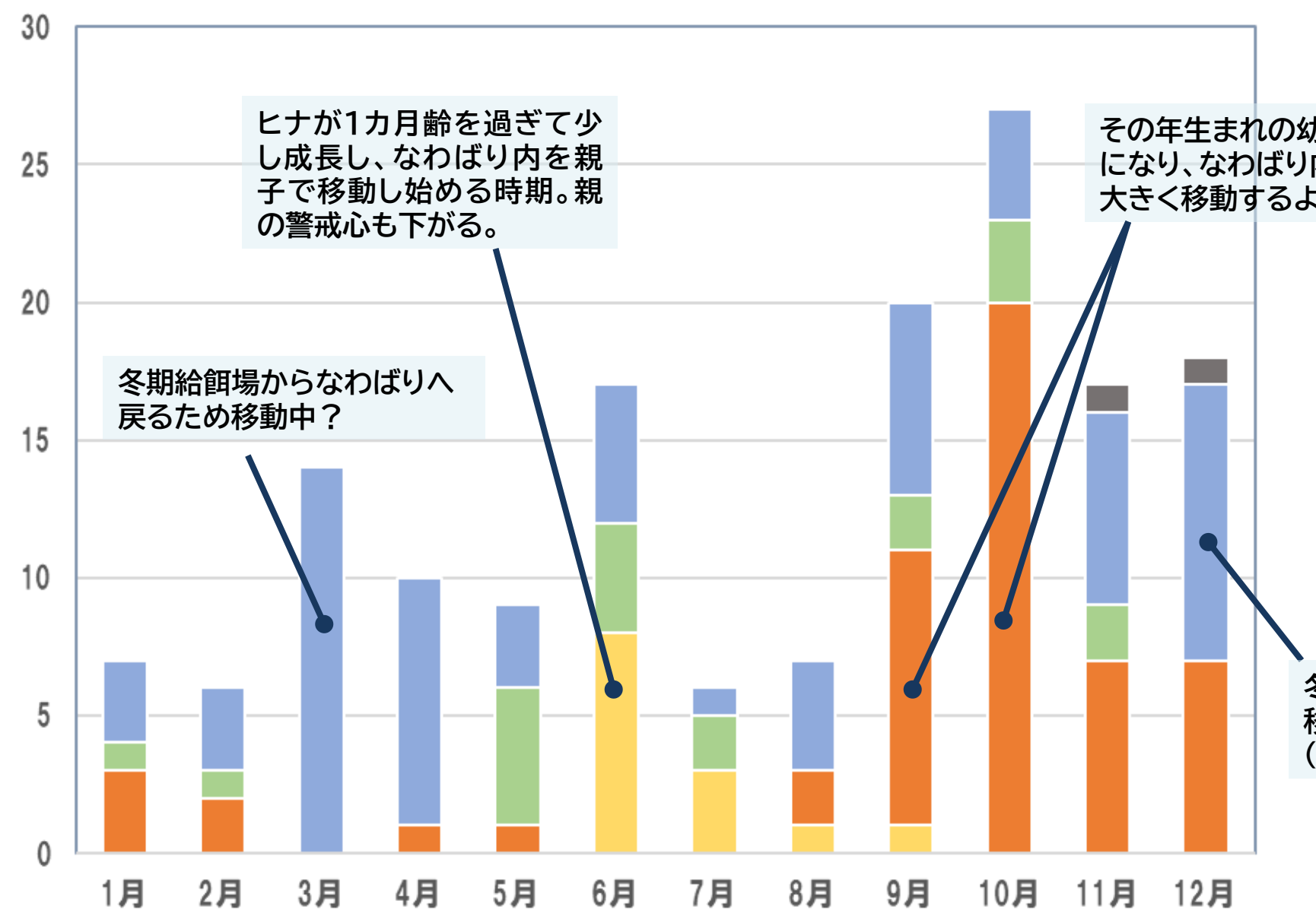
●タンチョウの交通事故の発生状況

年度別交通事故発生件数の推移（1976～2022年度）



交通事故 月別発生件数（1976～2022年度、年齢区分別）

年齢区分：ヒナ 幼鳥 亜成鳥 成鳥



●タンチョウの交通事故防止のための取り組み

釧路市動物園園内での道路標識設置、園内ガイドの実施



園内に、タンチョウ横断注意の道路標識レプリカを展示し、交通事故が発生する理由や発生を防ぐ方法（ドライバーの意識向上）を掲示して、普及啓発を行っている。

来園者が、この看板の前で立ち止まって、内容を読んでいる様子もよく見受けられる。不定期でタンチョウレスキューガイドも開催している。

釧路警察署主催「タンチョウ交通事故防止PR」



北海道警察マスコット「ホクトくん」
2023年9月9日AM
道の駅阿寒町道の里にて

2021年より毎年、釧路警察署と協力して、秋の交通安全運動に合わせて、タンチョウの交通事故防止PRを行っている。レンタカーで出発する観光客を対象とした釧路空港でのPRや、プロアイスホッケーチームCRANESの公式戦会場（アイスアリーナ）で観戦客（市民）を対象としたPR、2023年は道の駅で利用者へPRを実施した。



交通事故防止のためのチラシや、タンチョウ横断注意道路標識ミニマグネットを配布しながら声掛けを行っている。

毎年、警察官や動物園職員だけでなく、環境省職員やNPO団体、レンタカー協会や関係施設職員なども参加している。

事故発生地点での道路標識の設置

協力：北海道釧路総合振興局釧路建設管理部



タンチョウの交通事故が発生した、釧路市動物園付近の道に設置された、新しいデザインのタンチョウ横断注意道路標識（左）。事故が発生した市町村、環境省からの相談により、北海道釧路総合振興局が道路看板の設置にご協力を頂いている。

タンチョウレスキュー展（パネル展）、講演会等の開催



2021年度には道内の公立動物園4園を巡回し、パネル展と講演会を開催した。2022年度には特別天然記念物指定70周年記念の釧路市の事業として、釧路市近郊施設等15カ所を巡回した。

パネルの貸出可能です！ぜひお声かけ下さい。

フォトブック「タンチョウレスキューの現場から」の配布



2021年度に、フォトブック「タンチョウレスキューの現場から」2500冊を製作し、配布した。

<主な配布先>
釧路市内の教育機関・公的施設・観光施設、北海道内の全ての小学校、道内各市町村の図書館、全国の動物園・水族館、環境省関連施設、野生動物保護・自然保護系施設、大学等。

※2021年のタンチョウレスキュー展は、2021年度日本動物園水族館協会の野生動物保護基金助成を得て実施した。フォトブックの配布も、同助成に加え、北海道新聞野生生物基金からの助成を得て実施した。深謝する。

道路にいるタンチョウは、飛んで逃げません。

車のスピードを落としてね！

鳥なんだし、車が近づいたら、飛んで逃げるんじゃないの？

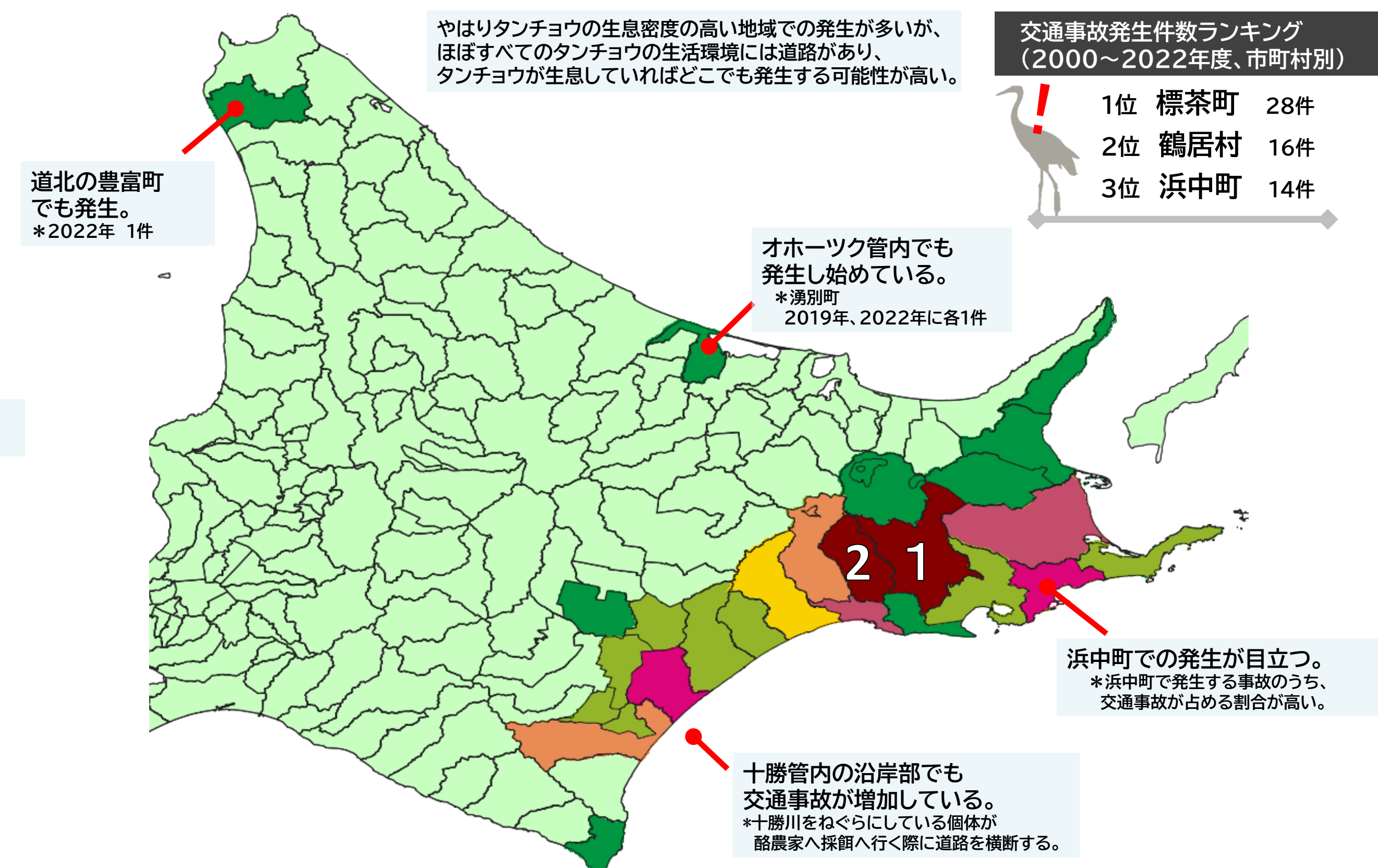
カラスや小鳥とは違うよ。カラスのイメージで運転していると、ぶつかってしまうんだ！



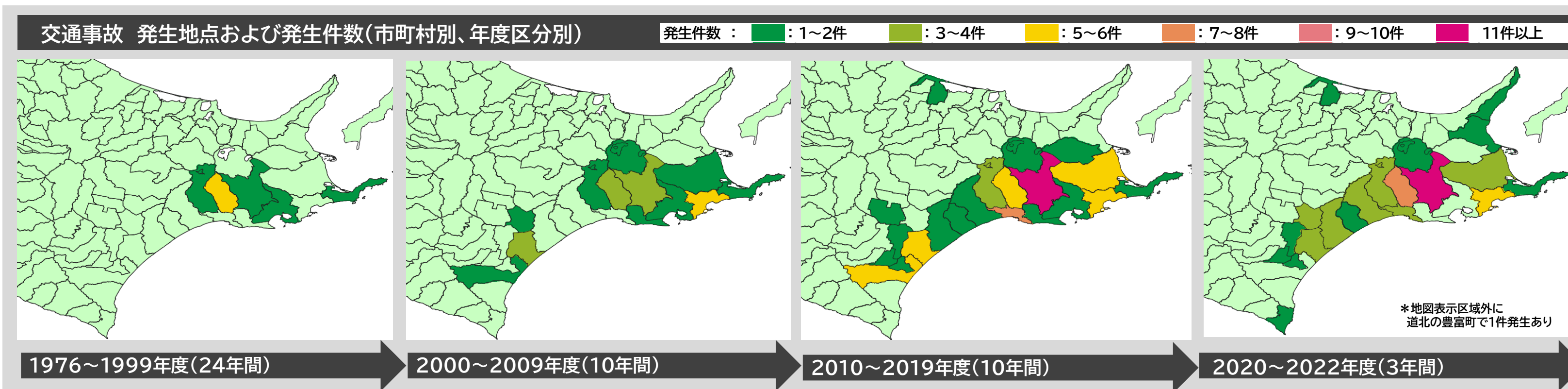
みんなが知っていれば、事故は減らせるかも！

交通事故 発生地点および発生件数（2000～2022年度、市町村別）

発生件数：1～2件 3～4件 5～6件 7～8件 9～10件 11件以上



交通事故発生件数ランキング（2000～2022年度、市町村別）
1位 標茶町 28件
2位 鶴居村 16件
3位 浜中町 14件



STOP!!
タンチョウの交通事故

令和4年度保護林巡視実施状況及び令和5年度実施予定

北海道森林管理局

1 令和4年度の実施状況

別寒辺牛及び野付生物群集保護林等の巡視を実施

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

職員による巡視：延日数14日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

職員による巡視：延日数28日（巡視人数2名）

保護林又はその周辺でタンチョウ個体等確認した日数：0日

2 令和5年度の実施予定

令和4年度に引き続き、職員による生物群集保護林等巡視を予定

- 根釧西部森林管理署 別寒辺牛生物群集保護林（厚岸町、標茶町）

- 根釧東部森林管理署 野付半島生物群集保護林（別海町）

令和 4 年度及び 5 年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【報告】

1. 鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議の取組

【目的・経緯】

タンチョウ鶴居モデル（鶴居村におけるタンチョウと地域との共生の目指すべき姿と、その実現に向けた村独自の取組）を構築し、実現に向けた取組が速やかに且つ継続的に実施される道筋をつけるとともに地域住民に普及啓発する目的で、平成 30 年 6 月に村条例のもと会議体を発足。大石会長（鶴居村長）はじめ保護関係者、農業関係者、観光関係者など計 20 名で組織。事務局は鶴居村教育委員会。

【令和 4・5 年度の取組】

全体会議を各年度 1 回開催。他、4 部会（保護のあり方、農業との共生、地域振興、地域住民のかかわり）ごとに、3 ヶ年（R 3～5 年度）活動計画に沿って具体的な活動の進め方等を協議した。

- ・給餌場の適正な利用羽数を 150 羽と設定したうえで、給餌手法を検討し、鳥インフルエンザ感染防止対策と連動させながら試行した。
- ・村内全農業者を対象に農場敷地内のタンチョウ利用に関する意識調査（アンケート・参考資料 1）を実施し、66 農場より回答を得た（参考資料 2）。
- ・タンチョウ観察ローカルルールを提案した（参考資料 3）。

2. 給餌事業（環境省事業）

2 ヶ所の給餌場で実施したほか、給餌場の概ね 3 km 圏内のタンチョウ利用状況調査及び追い払いを実施（令和 5 年度は 2 月中旬～3 月上旬に実施予定）。令和 2 年度と同量のえさの支給の了承を得ているのは令和 5 年度まで。

3. 鳥インフルエンザ対策

村内給餌場での給餌開始日を延期。鶴見台、サンクチュアリの観察場に消石灰の散布及び靴底消毒マットを設置。両給餌場周辺の巡視活動を不定期に実施。感染個体の一時保管用の小屋を設置。

4. 越冬期の調査事業（教育委員会事業）

鶴見台における定時カウント、雪裡地区のねぐら利用状況調査、不凍水域の把握及びタンチョウの利用状況調査を実施。

5. 鶴の居る村ガイドブックの改訂及びマナー啓発（令和 5 年度）

鶴の居る村ガイドブックの改訂にあわせてタンチョウ観察ローカルルールを掲載。鶴見台で同ルールを踏まえたマナー啓発等の来訪者対応に取り組んだほか、HP やポスター掲示で普及に努めた。

6. タンチョウによる食害防止対策（鶴居村野生鳥獣被害対策協議会事業）

酪農地帯に居残る個体の多い地域において、デントコーン播種時期（5～6 月）のデントコーン畑において追い払いを実施。

7. タンチョウ越冬分布調査（北海道事業に協力）

住民に参加を呼びかけ、村内各所に調査員を配置し、実態に即したデータ収集に努めた。令和4年度は1回目 151名、2回目 59名、令和5年度は1回目 126名、2回目 65名が参加。

令和6年度 タンチョウに係る鶴居村の取組【計画】

1. 鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議の取組

今後の活動計画を作成し、協議や取組を進める。

2. 給餌事業（環境省事業）

例年通り実施予定。給餌支給量については要調整。

3. 鳥インフルエンザ対策

環境省の方針に則り実施を検討。

4. 越冬期の調査事業（教育委員会事業）

前年度と同様に実施予定。

5. マナー啓発

鶴の居る村ガイドブックの英語版データを作成し、HP等で公開。

6. タンチョウによる食害防止対策（鶴居村野生鳥獣被害対策協議会事業）

前年度と同様に実施予定。

7. タンチョウ越冬分布調査（北海道事業に協力）

前年度と同様に実施予定。

8. フォーラムの開催

「タンチョウ再発見から100年」を記念し、地域住民を主対象としたフォーラム等を開催予定。

以上

農場周辺のタンチョウの飛来に関するアンケートにご協力ください
鶴居村タンチョウと共生するむらづくり推進会議・農業との共生部会（事務局：教育委員会）

農場名： _____（回答者名 _____）

設問 1. 農場周辺に飛来するタンチョウの数や見る機会は 2,3 年前と比べてどうですか

- 1) 増えた 2) 減った 3) 変わらない 4) 何とも言えない

設問 2. タンチョウが農場敷地内（畑を除く）に飛来してもよいと思えるのは何羽までですか

- 1) 1 家族程度（4 羽以下） 2) 2～3 家族程度（10 羽以下）
3) 11 羽～（ ）羽くらいまで 4) 1 羽でも飛来されるのはいや

設問 3. 設問 2 の羽数以上に飛来されていやだと思ふ理由を教えてください（複数回答可）

- 1) 飼料の盗食 2) 伝染病ウィルスの持ち込み 3) 家畜への影響（ケガ等）
4) 農作業のじゃま 5) タンチョウ観察者の敷地内立ち入りや作業道での路上駐車
6) その他（具体的に教えてください）

設問 4. タンチョウに関してご質問ご意見があれば自由にお書きください

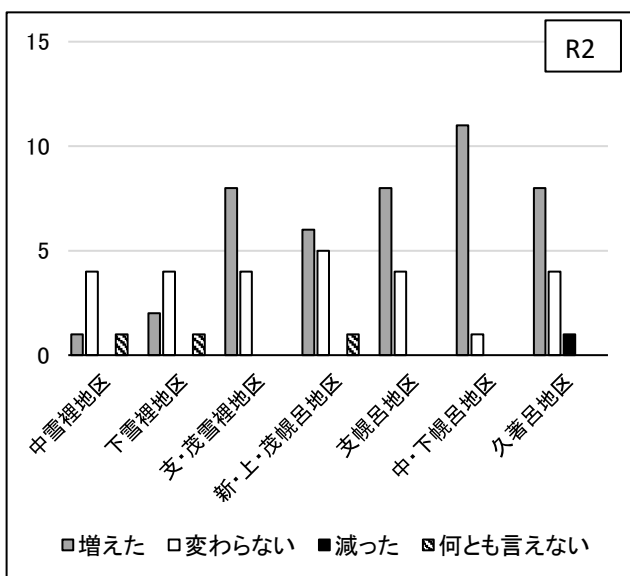
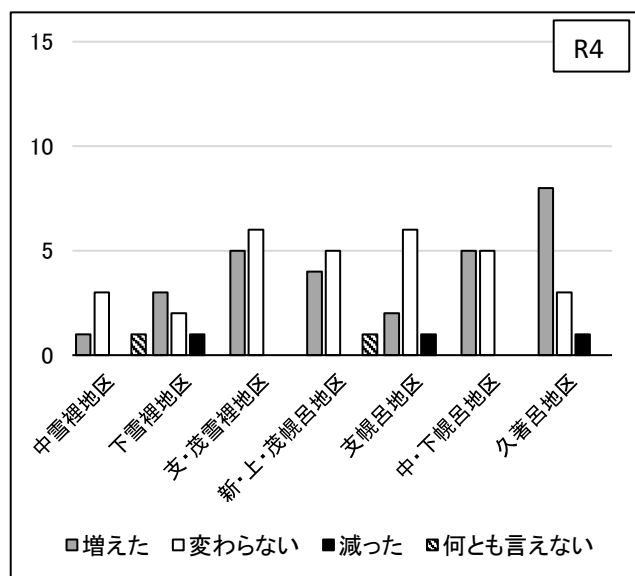
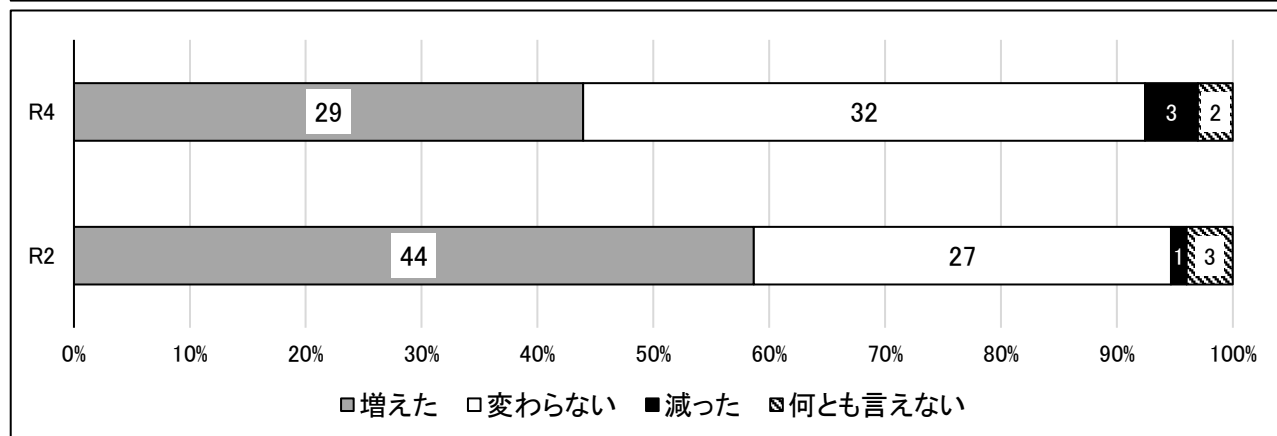
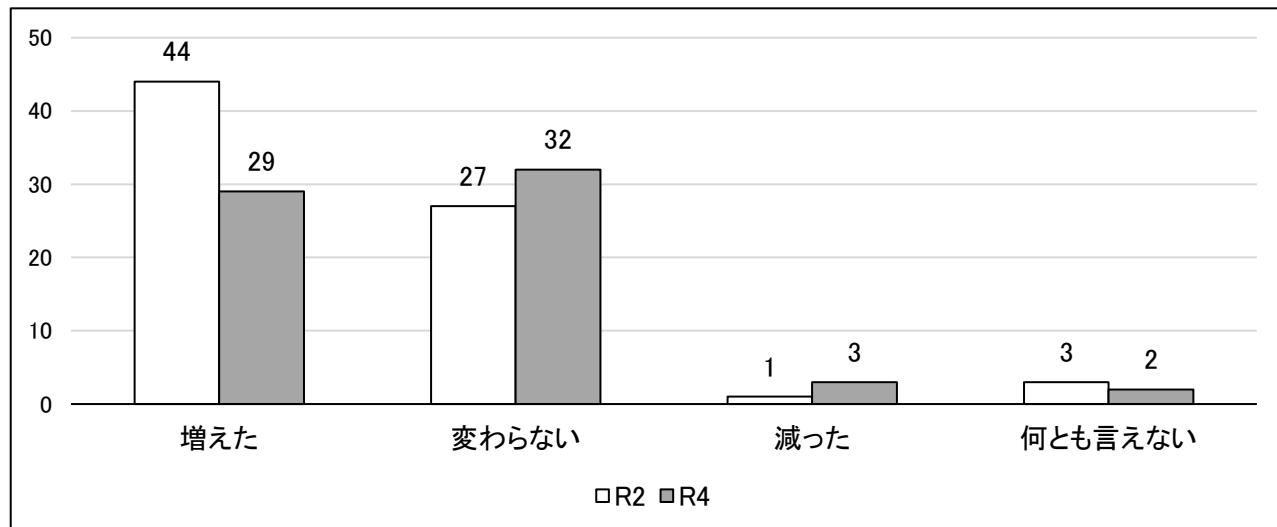
<対象> 村内の農業者

<実施日> 令和5年1月

<回答数> 66名(農場) ※参考: 令和2年度実施時は75名(農場)が回答

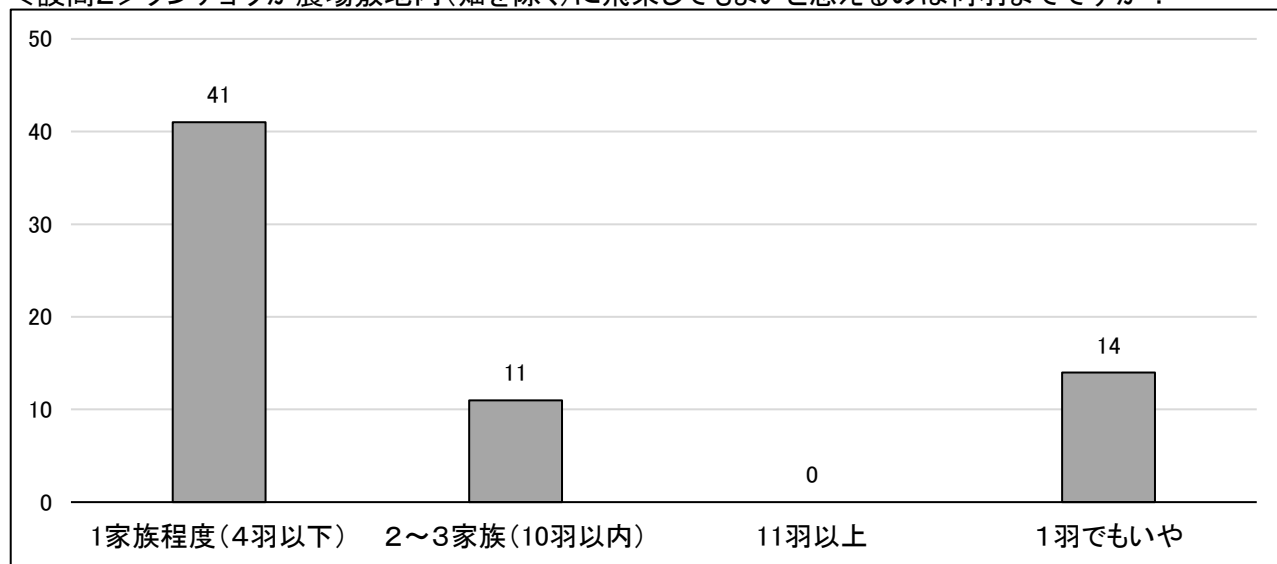
<設問1> 農場周辺に飛来するタンチョウの数や見る機会は2, 3年前と比べてどうですか？

※令和2年度にも同様の設問をしました



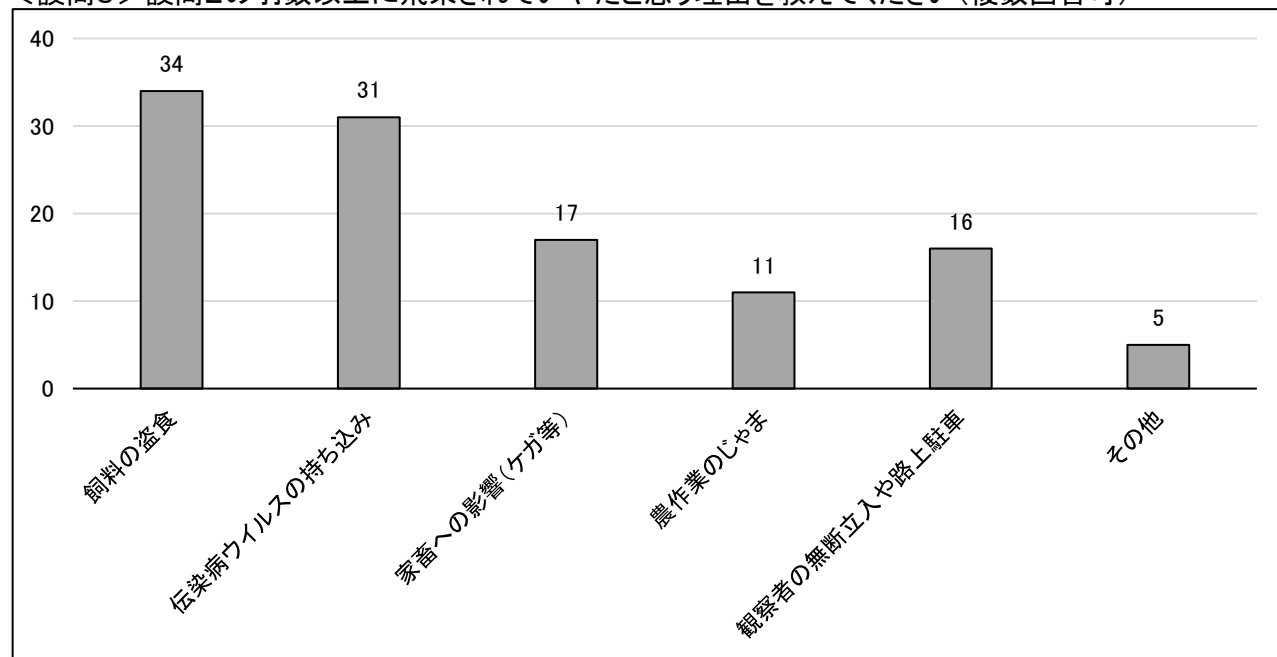
R2年度と比較して「増えた」と感じる農家は減少している。農場敷地内に飛来するタンチョウの増加は鈍化しているものと思われる

<設問2> タンチョウが農場敷地内(畑を除く)に飛来してもよいと思えるのは何羽までですか？



1家族の飛来を許容する農場が多かった一方で、11農場では1羽でも飛来されるのは許容できないと回答した。

<設問3> 設問2の羽数以上に飛来されていやだと思う理由を教えてください(複数回答可)



※その他理由／糞の被害、えさ場で糞をする、バンカーサイロのシートを破る(2)、牧草地で巣を作る

<設問4> タンチョウに関してご質問ご意見があれば自由にお書きください

- ・冬期のエサは減らさないようにしてください
- ・デントコーンを作らなくなったことが飛来するタンチョウが減った要因かも
- ・伝染病ウイルスの持ち込みがなければ神経質にならなくてもよいので収まればよいのですが
- ・畑にいただけじゃまではない

冬のタンチョウ観察・撮影ルール



タンチョウの生息に配慮し、お越しになられるみなさんに気持ちよくお過ごしいただくために

村内全域



立入禁止区域あり



観察・撮影禁止区域あり



ドローン飛行禁止



タンチョウへのエサやり禁止



フラッシュ撮影禁止



人家に向けた観察・撮影禁止



ごみのポイ捨て禁止



無断伐採・枝払い禁止



駐停車禁止区域あり



駐停車中はアイドリングストップ

冬の観察地



観察・撮影区域



立入禁止区域



観察・撮影・駐停車禁止区域



車の乗入れ禁止区域

鶴見台



所定の駐車場以外での駐車禁止
（所定の駐車場をご利用ください）



給餌場内やねぐらとなる川への物の投げ入れ禁止

鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ



大声・走り回る等の迷惑行為禁止

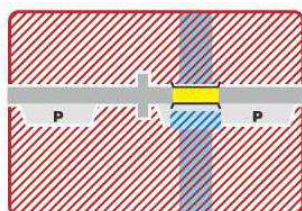


喫煙禁止



場所取り禁止

音羽橋



ペット等動物の同伴禁止

対象期間
給餌場：通年
音羽橋：12～3月

令和4年度及び令和5年度の日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【報告】

1. 繁殖環境の保全

法律による保護指定のないタンチョウの生息地を買取や協定で独自の保護区として設置した「野鳥保護区」(令和6年1月現在23か所計2,766.9ha。31つがいがい利用)において、以下の取組を行った。

- ① 根室市の「渡邊野鳥保護区フレシマ」が、環境省主体の新たな保全の取組み『自然共生サイト』認定試行事業に参加し認定相当とされ(R4)、翌令和5年度に正式に認定された。
- ② 開発の恐れのある厚岸町別寒辺牛湿原の一部17.1haを購入し、「渡邊野鳥保護区別寒辺牛湿原」を拡大した(R4)。
- ③ 野鳥保護区において巡回監視を136回実施し、繁殖や利用状況のほか異常の有無を確認した(R4)。令和5年度も前年同様に野鳥保護区の巡回と境界柵等の施設管理作業を実施中。



渡邊野鳥保護区フレシマ

2. 越冬環境の保全

① 冬期自然採食地

タンチョウの越冬期の自然採食を促すため、これまでに鶴居村内に造成した自然採食地(17か所)において、以下の取組を行った

- ・令和4年度:維持管理を1か所、餌資源量増加を目指した環境整備を2か所で計3回、首都圏の大学生ボランティアと地域の方、企業のCSR活動、長沼町と鶴居村の子供達との交流イベント等で実施した。また、環境整備を行った自然採食地2か所で餌資源量調査をボランティアの協力を得て行い、整備の効果を検証した。
- ・令和5年度:2か所の環境整備と、タイマーカメラによる利用状況調査、餌資源量調査を実施中。



大学生と地域の方との環境整備



JALのCSR活動による環境整備



餌資源量調査

② タンチョウのねぐら利用状況調査(鶴居村事業):

2大給餌場周辺においてドローンにより利用状況を把握し、今後のねぐら環境保全の基礎資料を蓄積した(R4・R5)。

③ 給餌事業(環境省事業)をサンクチュアリ給餌場において以下の通り実施した。

- ・令和4年度:11/16 から 3/12 まで実施した。レンジャーが委員として参加している鶴居村タンチョウ共生会議保護部会内で、給餌場での鳥インフルエンザ感染防止対策の一環で、給餌場飛来数管理に向けた給餌方法の試行や 1 日の上限(45kg)、給餌期間等について協議した。給餌方法の試行は、タンチョウで初めて鳥インフルエンザ感染が確認されたために見送った。
- ・令和5年度:12/2 から 3/12 まで実施中。1 日の最大給餌量の上限を 40 kgと前年より削減したほか、サンクチュアリでは 12 月中のポイント撒きの試行を行った。ポイント撒きについては、鳥インフルエンザの感染発生と積雪等の気象条件によるタンチョウの飛来状況を受け、14 日間実施した。 ※いずれの年も、飛来数や標識個体の記録、オオハクチョウ等の野生鳥獣の追払いを並行して実施した。

3. 新規生息地の保全

タンチョウの道央圏における生息情報を収集するとともに、定着の過程で発生する課題解決に向け、地域の保護グループと連携し、以下の取組を行った。

- ・令和4年度:地域グループの会議に4回参加したほか、イベントにおいてウトナイ湖周辺のタンチョウ生息状況について報告を行った。
- ・令和5年度:地域の保護グループの会議参加のほか、繁殖地近接地での大規模風力発電計画に対応中。

4. 普及活動

タンチョウの生態や保護活動等について伝えるため、以下の取組を行った。

- ・令和4年度:鶴居村内の小学校の総合学習(4 回)や標茶高校生によるタンチョウガイドプログラム(5 回)、釧路市内でのイベントでパネル出展(1 回)、第 28 回タンチョウイラスト展(ネイチャーセンターと道東 10 施設で巡回)を実施したほか、ネイチャーセンターでは開館期(10～3 月)の 3,952 人の来館者に対応した。またオンラインセミナーを実施した(参加者 441 人)。
- ・令和5年度:根室市内の中学校の課外授業や鶴居村内の小学校の総合学習に対応した。また第 29 回タンチョウイラスト展および標茶高校のタンチョウガイドを例年同様に実施中。ネイチャーセンターでは、新型コロナウイルス感染症規制緩和と円安により国内外から大幅に増加している来訪者に対応中。またオンライン探鳥会を1回実施した(参加者 440 人)。



幌呂小総合学習対応



標茶高タンチョウガイド



タンチョウイラスト展

令和6年度 日本野鳥の会のタンチョウ保護の取組【計画】

1. 繁殖環境の保全

前年度と同様に野鳥保護区の巡回を実施予定。

2. 越冬環境の保全

- ①自然採食地 2～3 か所の環境管理を継続し、タイマーカメラ等で利用状況調査を実施予定。
- ②給餌事業(環境省事業)は例年通り実施予定。給餌量や方法については関係者と要調整。
- ③2 大給餌場周辺のタンチョウのねぐらの利用状況調査(鶴居村事業)を実施予定。

3. 新規生息地の保全

前年度と同様に地域の保護グループと連携し、繁殖地近接地における開発行為に対応する。

4. 普及活動

前年度と同様に小・中・高校生へのプログラム、タンチョウイラスト展ほか各種イベント及び開館期のネイチャーセンター来訪者にタンチョウの生態や保護活動等について伝える。

以上

サロベツの標識個体の渡り
NPO 法人サロベツ・エコ・ネットワーク長谷部真

私たちは2023年にサントリー世界愛鳥基金の助成を受け環境省の保護増殖事業の一環として、豊富町で捕獲によるタンチョウの渡り調査を実施し、2023年は2羽に足環と発信機を装着しました。過去に発信機・足環を装着した個体を含めて報告します。足環個体の越冬期の行方は道東地方の野鳥関係者の協力により明らかになっています。

足環番号471は2023年10月に豊富町で捕獲しました。発信機と足環を装着しましたが、捕獲の翌日に個体を確認した後は電波が受信されず、その後確認されていません。

足環番号472は2023年11月に豊富町で捕獲しました。11月19日に天塩町に移動、11月25日に名寄市を経由して11月26日に下川町まで渡ったところで発信機が脱落しました。その後、2024年1月に幕別町で確認されています。

足環番号429は2022年10月に豊富町で発信機を装着し11月17日まで豊富町に滞在し、2023年1月に興部町に渡りました。その後、1月27日に音更町に渡り、1月29日から3月14日まで浦幌町に滞在し、新得町、足寄町、上川町、中川町を経て、3月20日にサロベツに戻ってきました。2023年に繁殖は行わず、11月4日に浜頓別町に移動、11月25日に興部町に移動し、12月21日に置戸町を経由して12月21日に鶴居村に到着し越冬中です。

足環番号426は2021年10月に豊富町で捕獲し発信機を装着しました。11月30日に豊富町を出発した後、12月24日まで浜頓別町に滞在し、鶴居村に12月26日到着し2022年3月18日まで越冬しました。3月24日に豊富町に到着し、8月22日に発信機が脱落しました。その後、12月21日には鶴居村で確認されました。2023年は3月26日にサロベツに到着し、12月28日に鶴居村で確認されました。

足環番号448は2022年10月に豊富町で捕獲され、12月20日に幕別町で確認されました。2023年は7月にサロベツで確認され、12月14日に幕別町で再度確認されました。

足環番号449は2022年10月に捕獲され、2023年1月7日に鶴居村で確認されました。5月25日には初山別村、6月6日には稚内市で確認され、2024年1月4日に鶴居村で再度確認されました。

足環番号450は2022年11月に豊富町で捕獲され、12月12日には鶴居村で確認されました。2023年は3月26日にサロベツで確認され、2024年1月に鶴居村で確認されました。

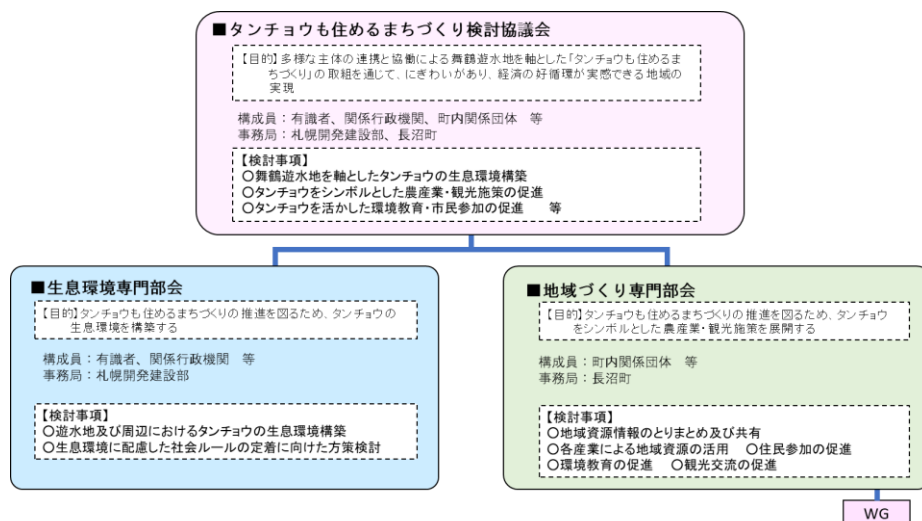
長沼町の「タンチョウも住めるまちづくり」

1 取組の経緯

長沼町では、洪水を貯留するための治水施設「舞鶴遊水地」が平成 21 年度に整備着手され、平成 26 年度に完成した。この舞鶴遊水地を治水のみならず環境保全や地域振興にも活用することを目的に、平成 26 年 5 月に地元の農家により「舞鶴遊水地にタンチョウを呼び戻す会」（以下、呼び戻す会）が設立された。呼び戻す会は先進地視察、シンポジウム開催、舞鶴遊水地での環境学習活動等を重ね、長沼町への要望活動を行った。長沼町は平成 27 年 1 月に設置した「長沼町タンチョウとの共生検討会議」で遊水地活用の可能性を検討した上で、平成 28 年 9 月に北海道開発局 札幌開発建設部とともに「タンチョウも住めるまちづくり検討協議会」を設立した。

2 取組体制

学識者、札幌開建、長沼町、関係行政・団体等で構成する協議会が取組を推進している。



3 生息環境整備の取組

3.1 タンチョウの営巣環境創出

正富宏之先生や矢部和夫先生などのご助言をいただきながら、排水門の閉扉による遊水地内水位の調節や、微高地の造成、ヨシの植栽等によるタンチョウの営巣環境創出を図った。

3.2 タンチョウの越冬環境創出

水温分布調査による湧水の探索を行った。また遊水地に流入する水路の改良により流量を増加させ、冬季も凍結せずタンチョウが餌や採食に利用できる開放水面の創出を図った。

3.3 見守り活動

むかわ町の取組を参考に、呼び戻す会が中心となって「長沼町タンチョウ見守り隊」（以下、

見守り隊）を結成し、遊水地周辺の巡視・来訪者への観察マナー普及啓発を行っている。

3.4 アライグマ防除

アライグマは特定外来生物であり、タンチョウの卵やヒナを捕食するおそれが指摘されている。長沼町は、赤坂猛先生や池田透先生のご助言・ご協力をいただきながら、平成 30 年度から舞鶴遊水地内にアライグマ捕獲用のわなを設置している。また、令和 5 年度は環境省の特定外来生物防除等対策事業を活用してわなの増設を行っている。

3.5 その他の対策

舞鶴遊水地内の環境調査、北海道電力(株)の協力による衝突防止標示管の設置など。

4 地域づくりの取組

4.1 環境学習

平成 29 年度に環境省事業で行われた「めざせ！長沼タンチョウレンジャー」を継承し、舞鶴遊水地を活用した環境学習イベントを毎年開催している。町内の小学校、高校へは通年での出前講座を正富宏之先生や呼び戻す会等の協力により実施しているほか、平成 30 年度からは鶴居村と長沼町の子どもたちがタンチョウについて学ぶ交流ツアーを開始した。

4.2 タンチョウ関係商品の開発・販売

平成 30 年 5 月の丹頂ソフト販売を皮切りに、町内事業者と連携してタンチョウ関係商品を開発・販売している。令和 2 年度は地域循環共生圏事業の一環として助成事業を行い、商品数を拡充した。観光のお土産になるほか、札幌市内の商業施設での販売会等も行っている。

4.3 ガイド事業とモニターツアーの開催

北海道中央バス(株)・(株)JAL スカイ札幌との連携により、タンチョウや舞鶴遊水地を観光コンテンツとして取り入れたバスツアーを開催している。タンチョウに優しい観察マナーやタンチョウの生態等を解説する「長沼タンチョウ・ガイド」を養成し、持続可能なバスツアーを目指して、コンテンツの磨き上げを行っている。

4.4 タンチョウも住めるまちづくりサポーター制度

取組に共感してくれる団体・個人をサポーターとして登録し、ご支援いただいている。

5 タンチョウの飛来・繁殖の状況

舞鶴遊水地では平成 28 年度から毎年タンチョウの飛来が確認され、令和 2 年度に空知管内では 100 年以上ぶり、人工湿地では世界初となるタンチョウのヒナの誕生が確認された。本成果は令和 2 年 6 月 1 日に札幌開発建設部・北海道地方環境事務所・長沼町の連名で報道発表された。令和 5 年度まで 4 年連続でヒナが育っており、営巣・育雛期間中は舞鶴遊

水地の一部立入制限を実施して、舞鶴遊水地が今後も道央圏における安定した繁殖地となるようタンチョウ家族の子育てを優しく見守っている。

—令和5年度タンチョウ保護増殖検討会—

「むかわのタンチョウを守るために」

- ・1996年 ネイチャー研究会inむかわ 発足
➡（町民や子供たちとの観察会には**役場の協力**）
- ・2011年 2羽の亜成鳥が鵜川河口周辺で換羽する
- ・2012年 ・2013年 ・2014年 繁殖し 定着する

ネイチャー研究会inむかわ
むかわタンチョウ見守り隊

小山内 恵子

2024・2撮影

- ・2015年 2羽のヒナが1か月近く育つが失う
- ・2016年3月 「むかわタンチョウ見守り隊」が発足
➡（発足の契機となった会議に**役場も参加**）

目的・ヒナが飛べるようになるまでの見守り活動
・多くの人にタンチョウのことを理解してもらう

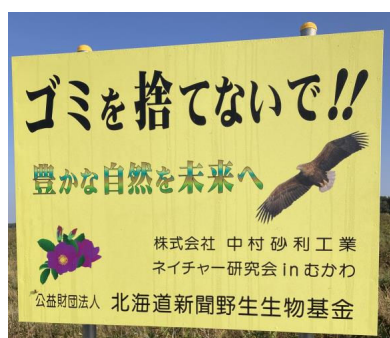


ヒナの見守り活動から

- ・記録を付けることの意義
- ・環境を守ることの大切さ

ゴミを拾う活動を開始する（2017年～）
➡（ゴミの処理に**役場協力**）

啓蒙看板の設置（2021・2022）



多くの人にタンチョウを理解してもらう

- ・子供たちとの研修会2023年9月9日
➡（バスなどの提供は**役場の協力**）



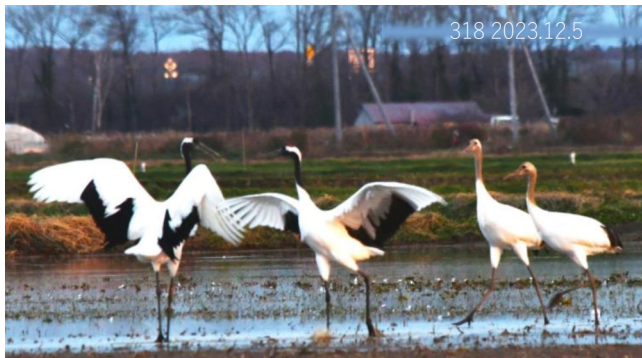
記録を付けながら 「いったい、道央圏には何羽いるのだろう？」

「日高・道央圏タンチョウー斉調査」 ー調査範囲は新冠町～美唄市ー

2020年10月9日（金） 総数9羽 調査員16名
2021年10月15日（金） 総数16羽 調査員21名
2022年10月12日（水） 総数10羽 調査員20名
2023年10月11日（水） 総数23羽 調査員17名

「道央圏のタンチョウ越冬地調査」 ー調査範囲は新冠町～苫小牧市ー

2023年1月18日（水） 総数14羽 調査員10名
2024年1月25日（木） 総数9羽 調査員6名



浜厚真の湿地を守りたい（2017年・2021年の繁殖地）

（仮称）苫東厚真風力発電事業の予定地となっていて、環境現地調査を終えたところです。
私たちは「豊かな自然をしておもらおう」と勉強会を行っています。



厚真にくらすタンチョウと 自然について考える勉強会



風力発電が鳥類に与える影響について

■2月17日（土） 13:30～15:00

■厚真会館第2会議室（北海道厚真郡厚真町字上厚真219番地）



・内容：①厚真のタンチョウの観察記録映像
②風力発電が鳥類に与える影響について
講演者：公益財団法人日本野鳥の会自然保護室 主任研究員 瀬達也
・参加費：無料
・事前申し込み：不要
・対象年齢：子どもでも参加いただけます
・お問い合わせ先： 090-9522-7649（むかわタンチョウ見守り隊代表 奥野）



ご清聴ありがとうございました

タンチョウ保護増殖事業
令和6年度環境省実施予定事業について

令和6年2月
北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1 冬期給餌について

(1) 3大給餌場における給餌および給餌量調整の方針検討

令和6年度は3大給餌場の給餌量調整を開始して10年目、現行の調整ペースでは5年目の節目となることから、次年度以降の給餌量調整に係る方針を改めて検討する。検討にあたっては、給餌場及びその周辺の現状や以降想定される課題等に関する意見交換の場を設定する。

表 3大給餌場における最大給餌量の推移 (kg)

給餌場名称	H26年度 (基準年)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
鶴居・伊藤タンチョウ ササキ給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
鶴見台給餌場	7,500	3,750	3,390	3,390	3,390	3,390
阿寒給餌場	11,040	5,520	4,980	4,470	4,050	3,660
合計	26,040	13,020	11,760	11,250	10,830	10,440

* 餌が1袋30kgであることから、削減割合を計算後に、袋数で割り切れる数で切り上げて設定

(2) 盗食・感染症対策

給餌委託事業の一環として、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を適宜実施する。

(3) 3大給餌場におけるカウント

3大給餌場において、タンチョウ飛来数が1日のうち最大と見込まれる時点に飛来数（成鳥、幼鳥）（以下「日最大飛来数」という。）を毎日記録する。

2 分散の進捗確認および環境整備

(1) 希少野生動植物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務(越冬分布調査)

タンチョウの大まかな越冬分布・規模を調査して生息地分散を把握することを目的に、タンチョウ越冬分布調査を2回に分けて実施する。

(2) 越冬数調査情報収集及び標識調査

タンチョウ保護研究グループの冬期総数調査結果から必要なデータを抽出・整理するとともに、同じくタンチョウ保護研究グループで実施されている標識調査を保護増殖事業の一環として実施し、標識個体の動向を調査する。

(3) 個体の状態把握

傷病個体保護収容事業の一環として、釧路市動物園による剖検を引き続き実施し、傷病・死亡原因の調査とともに栄養状態（栄養不良・衰弱）を評価する。

(4) 道央・道北地域における繁殖状況調査

令和5年度に引き続き、道央・道北地域のタンチョウの繁殖状況について、ドローンとヒアリングを併用した繁殖状況調査を実施する。

(5) 道央地域における標識調査手法・体制の検討

道央地域に生息する個体の動態把握が将来的に行えるよう、道央地域に応じたタンチョウ標識調査手法・体制の検討を行う。

(6) 道央地域における越冬状況調査の実施

令和5年度に引き続き、道央地域に生息する個体の越冬状況および越冬環境の把握を目的として、越冬状況調査を実施する。